

## 令和5年第2回 飯塚市議会会議録第5号

令和5年3月6日（月曜日） 午前10時00分開議

### ○議事日程

日程第13日 3月6日（月曜日）

#### 第1 一般質問

#### 第2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第 2号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算（第11号）  
（ 総務委員会 ）
- 2 議案第 3号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）  
（ 経済建設委員会 ）
- 3 議案第 5号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算  
（ 協働環境委員会 ）
- 4 議案第 6号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計予算  
（ 福祉文教委員会 ）
- 5 議案第 7号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算  
（ 協働環境委員会 ）
- 6 議案第 8号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 7 議案第 9号 令和5年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 8 議案第10号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 9 議案第11号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 10 議案第12号 令和5年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 11 議案第13号 令和5年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 12 議案第14号 令和5年度 飯塚市水道事業会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 13 議案第15号 令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 14 議案第16号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 15 議案第17号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 16 議案第18号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例  
（ 総務委員会 ）

- 17 議案第19号 飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例  
( 経済建設委員会 )
  - 18 議案第20号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
( 総務委員会 )
  - 19 議案第21号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例  
( 福祉文教委員会 )
  - 20 議案第22号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例  
( 協働環境委員会 )
  - 21 議案第23号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例  
( 福祉文教委員会 )
  - 22 議案第24号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例等の一部を改正する条例  
( 福祉文教委員会 )
  - 23 議案第25号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
( 協働環境委員会 )
  - 24 議案第26号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
( 協働環境委員会 )
  - 25 議案第27号 飯塚市犯罪被害者等支援条例  
( 総務委員会 )
  - 26 議案第28号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例  
( 総務委員会 )
  - 27 議案第29号 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結  
( 総務委員会 )
  - 28 議案第30号 桂川町との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結  
( 総務委員会 )
  - 29 議案第31号 市道路線の廃止  
( 経済建設委員会 )
  - 30 議案第32号 市道路線の認定  
( 経済建設委員会 )
- 第3 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会中間報告(質疑)
- 1 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて
- 第4 地方自治法第100条第5項に基づく記録提出拒否についての声明要求

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（秀村長利）

これより本会議を開きます。3月3日に引き続き、一般質問を行います。8番 川上直喜議員に発言を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い、一般質問を行います。

第1は、「物価高騰から暮らしと営業を守る対策について」です。1点目は、市財政の現状についてです。片峯市政が始まった2017年度からの一般会計の決算の推移を主な指標について伺います。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

まず、財政調整基金、減債基金の残高の合計と12月定例会で設置いたしました公共施設等整備基金について、令和3年度決算、令和4年度補正後予算、令和5年度当初予算と令和3年6月公表の財政見通しを比較し、財政的な余力という観点で財政状況を説明させていただきます。

令和3年度決算では164.6億円で、財政見通しとの差は31.6億円の増、令和4年度の補正後予算では159.9億円で、財政見通しとの差は48.5億円の増、令和5年度の当初予算では114.3億円で、財政見通しとの差は11.9億円の増となっており、令和4年度と令和5年度は予算でございますので、決算となると変動するものと想定をいたしております。財政見通しと比較いたしますと、財政的な余力が増加しているように見えますけれども、増加した要因といたしましては、令和3年度に市場等の土地の売払い収入が約21億円の増、令和3年度限定で普通交付税の加算がありまして、7.4億円の増、令和3年度のふるさと応援基金が大きく伸び、令和4年度に活用するふるさと応援基金繰入金約11.6億円の増、令和4年度限定で普通交付税の加算があり、2.9億円の増など、臨時的な収入の増が主であり、この傾向は今後も安定的に続くことと想定することは難しいと考えております。

また、財政見通しでは、大型店舗誘致などで期待される税収増などが含まれておりませんが、一方で、ふくおか県央環境広域施設組合の清掃工場等の再編整備事業費、公共施設の老朽化対策事業費、嘉徳劇場の耐震改修事業費などの支出の増も含まれていません。したがって、財政調整のためには基金の状況、想定される税収増、今後見込まれる事業費を考慮いたしますと、本市の財政状況は現時点では余力があると見えるものの、3年後、4年後と少し先を考えると、決して余力があるわけではなく、今後も持続可能な行政運営のため、毎年度、事業の取捨選択や予算計上時期の調整をしながら、財政運営をするという状況は続くものと考えております。

また、決算における経常収支比率を使用して答弁させていただきます。経常収支比率は経常的な一般財源の収入額のうち、経常的に支出する一般財源の額の割合がどの程度あるかを見る指標で、平成28年度以降、90%を超える数値となっております。これは、経常的な収入の9割を超える額を固定的な経費に使用し、その残りで経常的な事業費、臨時的な事業費に関係なく、市単独の事業や国費の補助事業、起債事業などを実施する際に必要な一般財源を賄わなければならないことを意味いたしております。現状でも、市単独事業などに活用した上で、財政調整基金などの臨時的な収入で財政調整をして、決算を迎えている状況が続いております。なお、経常収支比率が100%を超えた場合には、経常的な経費を経常的な収入で賄っていない財政調整基金などの臨時的な収入で、市単独事業や臨時的な事業の実施が困難になる上、財政調整基金などの取崩しが多額となり、財政的な破綻が近づくこととなります。現時点では余力があると見えるものの、少し先を考慮しますと、決して余力があるという状況ではないというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

要するに、このところは市財政は全体として安定の方向と。今後については大型箱物等の無駄遣いを抑制すれば、これからも安定の方向というように受け止めました。そういうことでよろしいですか。

○議長 (秀村長利)

行政経営部長。

○行政経営部長 (東 剛史)

公共施設で申し上げますと、決して必要のない公共施設というのはございません。また、維持修繕等を行って、維持していかなければならないもの、それから先ほど申しあげました清掃工場の再編整備事業、公共施設等の老朽化対策事業、また嘉穂劇場の耐震改修事業費など、今後予想されますので、そのようなものについての財源が必要であるというふうに考えておるところでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

歳出予算の使い残しというか、不用額の推移を伺います。

○議長 (秀村長利)

行政経営部長。

○行政経営部長 (東 剛史)

直近5年の一般会計決算における歳出の不用額の推移をお答えいたします。平成29年度は約33億5千万円、平成30年度は約39億円、令和元年度は約41億1千万円、令和2年度は約48億6千万円、令和3年度は約49億円となっております。この不用額は歳出における予算額と執行額の差でございますが、現金が残っているというものではございません。各決算年度の収入済額と支出済額の差引きによる現金の余剰金は実質収支となりますが、実質収支には財政調整のために繰り入れた財政調整基金と減債基金の取崩し額も含んだ収入で計算いたしますので、これらの基金の取崩し額を除いた実質的な現金収支と言われますものは、平成29年度は約8億1千万円、30年度は約8億9千万円、令和元年度では約2億5千万円、令和2年度はマイナス約3億5千万円、令和3年度は約33億8千万円となっております。先ほど申しあげましたが、令和3年度が大きく余剰金が発生しておりますのは、市場跡地の売却収入や普通交付税において、単年度限りの増額があったことによるものでございます。

○議長 (秀村長利)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

不用額、使い残しも急増しているということが分かりました。

一般会計、特別会計で23ある基金のうち、財源調整に使える財政調整基金、減債基金機能を持つ基金の残高の推移を伺います。

○議長 (秀村長利)

行政経営部長。

○行政経営部長 (東 剛史)

市長部局の一般会計及び特別会計の基金残高についてお答えをいたします。平成29年度末では一般会計基金――。

○議長 (秀村長利)

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

失礼しました。一般会計の財政調整基金、減債基金の直近5か年の決算における残高の状況によりお答えをさせていただきます。平成29年度末は約149億4千万円、平成30年度末は約153億6千万円、令和元年度末は約154億3千万円、令和2年度末では約152億8千万円、令和3年度末は約164億6千万円となっております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

過去最高水準を更新しながら引き続き高い水準にあるわけです。

一般会計と特別会計で23あると申し上げました基金残高の総額は、このところ2020年度末約260億円、2021年度末約285億円、2022年度末約296億円と、こちらも増加傾向で推移しているわけです。

ところで、飯塚市はふるさと納税が100億円という報道がありました。市財政の応援になるのはどのくらいでしょうか。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

ふるさと納税の金額につきましては約3割で、100億円と想定されましたら、大体30億円が予算として使うようになります。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

30億円ということですね。

国保給付費等準備基金残高は9億3600万円、介護保険給付費等準備基金残高は今年度末7億4千万円、これからの1年間で1億3千万円増やして、8億6900万円にしようという予算になっています。年金天引きの場合、介護保険料を引き下げて、年金振込額を増やすことができる、そういうため込み金があるということでもあります。

2点目は物価高騰の影響についてです。市民の暮らしへの影響をどう捉えているか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

予算編成に当たりまして、物価高騰につきましては、総務省が発表する消費者物価指数を参考としておりまして、予算編成作業が本格化する10月に合わせ、9月公表の8月分の消費者物価指数の総合で前年同月比で3%増加していることを確認し、予算編成を行っております。また、令和4年では、生活に直結します食品について、2万品目を超える値上げになっているほか、ガソリン等の燃料費や電気代が前年と比較して高騰しているということを認識いたしております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市民の物価高騰の下での暮らしの中から聞こえてくるうめきとか、悲鳴とか、そういう生の声はないんですか。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

令和4年度に子育て世帯をはじめ、全市民にも、経済的支援などの物価高騰対策を実施しておりまして、令和5年度当初予算につきましては、地域活性化応援券を発行し、市民及び事業者の皆様への物価高騰の経済対策として実施する予算を計上いたしております。今後は、その時々々の状況に応じ、必要と考えられる事業の予算化については、引き続き検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

地元業者への影響はどうですか。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

2022年、令和4年上半期の国内企業の経常利益、これは企業が通常行っている業務の利益となりますが、経常利益は全産業においてプラスとなっており、その規模も過去最高水準との財務省の発表もありましたが、これが飯塚市内の中小企業、小規模事業者にそのまま当てはまるとは考えておりません。国内の景気は緩やかに持ち直しているものの、エネルギー価格や物価の高騰が継続しており、人手不足といった状況も生じる中、大変厳しい経営状況にあるものと認識をいたしております。

なお、昨年10月に取りまとめましたアンケート調査結果では、自社の経営課題として、人材の確保・育成が合わせて63.9%、以降、資金調達、販売先の確保、そして原材料価格の高騰が16.1%となっております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

3月15日まで市内で何万人という方々が確定申告するわけですね。そこで、本当に先ほど言いましたけれど、うめきとか、怒りとか、悲しみとかが固まっているわけですよ。あなた方の答弁からはそうした生きた人間の苦しみだとか、小さな希望だとかが見えてこない。

そこで3点目は、学校給食費無償化についてです。片峯市長は私の学校給食法第1条に照らした質問に対し、市長や教育委員会が決断した場合には可能である。私の考えとしてはそういう決断も可能だと考えると答弁しました、昨年3月です。教育長も同じ見解でしょうか。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

教育委員会としましても同様の見解でございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

昨年12月議会では、市長は、少子化対策や子育て支援は飯塚市もこれから先、必ず今以上に必要だ。学校給食費に特化した方策がいいのか、もっと総合的支援になったり、幅広い支援の策がいいのか、現在、私も悩んでいるし、市の職員たちとも協議しているところだと答弁しました。協議の経過を伺います。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

今回、令和4年度に臨時交付金が国から交付されております。これをどういう事業に充てていくかということの協議の経過ですけれども、まず、全部長に対しまして、交付限度額の通知が来た段階で、全部長にこれだけの交付金があるということで、考えられるコロナ対策、それから物価高騰対策ということで、それぞれにメニューがございます。それに沿った形の事業をまず各部で検討を行っていただいて、それら事業が一括して行政経営部のほうに上がってまいります。これを、各事業ごとに、課ごとにヒアリングを実施いたしまして、実現可能かどうかということで、財政的な市の負担も併せて、これを検討し、その後、市長、副市長と関係部課長との中で協議を行って、決定をしていっているという状況でございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯市長の頭を悩ませているのは、学校給食費無償化の意義は分かるが、税金の使い方をどう考えるかと、こういうことですか。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

総合的な財政支援として、本市では今年度、ゼロ歳から18歳までの子どもたちを対象として、全ての子どもたちに3万円の応援券を配付するというような方策を取っております。その中で、市長も申しあげましたけれど、学校給食に特化して無償化するという方策を取るという意味がこのときにはございませんで、そういった総合的な財政支援をするということで判断に至ったということでございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

学校給食費無償化の意義は分かるということですね。

そこで、学校給食費無償化に必要な財源3億2千万円は、2020年度一般会計規模の0.34%です。この0.34%を見て市長は、財政状況を好転させるためにあの手この手を打ちながら増収できたものについて、市民サービスの向上に何かしら投与していきたい。ぜひ、議員と私どもが、より適正なのかどうか、市民に本当に喜ばれるのかどうか、ともに議論したいと12月議会で述べたわけです。確認してください。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

ただいまおっしゃった市長の答弁については、そのとおりだというふうに考えます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

物価高騰と子どもの貧困が深く進行する現在、学校給食費無償化が国の制度として実現するまでの間、飯塚市にはそのほかの重要な子育て支援対策をさらに充実しながら、学校給食費無償化の財源として、経常的に3億2千万円を手当てする体力は十分にあると私は考えます。市長はともに議論したいというわけです。市民との議論の場は、市長としてはどう考えるでしょうか。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。武井教育長。

○教育長（武井政一）

市長が答弁の中で申されておりますような、そういう協議をする場を、議会もその一つでしょうけれども、そういう中で持つということは考えていかなければならないのではないかなと考えています。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

久世副市長、市民との議論の場は、市長としてはどうお考えですかと聞いたんです。

○議長（秀村長利）

市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長（久世賢治）

質問議員が言われます部分につきましては、私も会議録のほうで確認させていただいております。ただ、どのような形で議論の場を持つということは、その内容につきまして、私どもでは現在、把握はいたしておりませんので、今後確認し進めていければと考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市民との議論の場をつくるということをおっしゃったんですか。



○議長（秀村長利）

市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長（久世賢治）

市長の答弁で、その部分は確認はされておりますが、ただ、どのような形での議論の場を持たれるかというのは確認はできておりませんので、申し訳ありませんが、後日確認させていただきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

川上議員いいですか。（発言する者あり）挙手をお願いいたします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

教育長、先ほどありましたけれど、どう考えますか。

○議長（秀村長利）

武井教育長。

○教育長（武井政一）

先ほど市長の答弁の真意や解釈につきまして、市長職務代理者の久世副市長のほうからご答弁ありましたけれども、それに沿う形で、そのことをしっかり、十分にその内容を確認をして、市としては対応していかなければならないというふうに教育委員会も考えているということでございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

4点目は水道料の値下げについてです。企業局長は昨年12月議会で、物価高騰と市民の悩みの声を聞いたことがないと答弁しました。その後、市民の声を聞くためにどういう努力をしましたか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

2022年1月の水道料金改定以降、電話での問合せ状況は、料金改定後の最初の検針票の投函となります3月に146件、4月に146件、5月に19件、6月に11件となっており、7月以降は月に1件程度あるかないかの状況となっております。検針は2か月に1回となることから、最初の3月から4月で市内全域に料金改定後の最初の検針票が届くこととなります。

問合せ内容の主なものとしましては、値上げは仕方ないが、35%は上げ過ぎではないか。水道料金が上がったので、漏水しているのではないかと思った。下水道料金については上がらないのか。といったのが、主なものでございました。各問合せにつきましては、改定に至った経緯、必要性等を丁寧に説明することで、お客様にはご理解を得られているものではないかと考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それは勘違いというものですよ。

水道料の35%値上げの目的は何か、改めて伺います。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

令和4年1月に行いました料金改定は安心で安全な水を安定的に供給するための必要最低限の

改定としたものでございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そのために15億8千万円、さらに50億円、さらに100億円が必要だと言うわけですね。片峯市長は12月議会で、水道会計の安定のためだと答弁したんですよ。これは赤字対策という意味ですか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

水道料金の改定につきましては、現在、老朽化した施設、それから管路の更新、それと先々やってきます施設の大規模改修に備えて、改定をいたしましたものでございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

久世副市長、片峯市長の12月議会での答弁は間違っていますか。

○議長（秀村長利）

市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長（久世賢治）

市長の答弁は、やはり歳入を確保して、今、企業局長も答弁いたしましたように、いろいろな施設等も維持していかなければならない、いわゆる健全な水道行政を継続していかなければならないということで、答弁されたのではないかというふうに私は考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

物価高騰の中で、水道料値上げ分の住民負担を軽減するには、どういう手だてが考えられますか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

先ほども申しましたが、昨年1月に行いました料金改定は安心で安全な水を安定的に供給するための必要最低限の改定としたものでございました。今後の料金水準につきましては、水道事業経営戦略を定期的に3年から5年ごとに見直す中において、投資試算と財源試算による収支計画に基づき、適正な料金水準について判断を行うこととしております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

時期が来たら、値下げも考えるという答弁ですか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

値下げというよりも適正な料金水準を検討するというので考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私が考えるに3つあります。第1は、35%値上げ分について、市が住民に直接支援する方法。第2は、値下げに必要な分を一般会計から水道会計に支援する方法です。市長としてはどう考えるでしょうか。

○議長（秀村長利）

市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長（久世賢治）

先ほども企業局長が答弁いたしましたけれども、現状そのようなことについて、私どもは検討はいたしておりません。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

検討してくださいよ。

それで第3は、企業局としては、物価高騰の時期、例えば、まず3年間、値上げ前の水準まで引き下げるとすれば、積立て計画、設備更新計画にどういう影響が生じますか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

先ほど申しましたように、去年の料金改定については最低限の料金改定と考えております。そのため、現時点において元の水準に戻すようなことを行いましたら、その影響による資金不足と電気料高騰が事業運営に大きくのしかかり、計画的に実施予定の水道施設の更新を行うことができず、かえって市民の皆様にも多大なる負担をおかけすることにつながりかねません。

また、令和4年度末で、企業局の所有する水道管路は約940キロメートルあり、現在、実施しています年間6キロメートルの更新では、全てを更新するのに150年以上かかる計算となり、必要最小限での更新を実施しているところでございます。

今後、3年から5年の間に大規模災害が発生する可能性もあり、災害が発生したときに、影響の大きい老朽管路及び漏水多発箇所の管路から更新を実施しており、透析病院や救急病院等の命を守る現場に給水を継続するためにも、管路施設更新は継続して実施する必要があると考えています。そのため、今後も安定的に事業を実施していくためには、少なくとも現料金水準を維持していくことが必要であると考えており、水道事業における現状からも値下げの検討を行う段階ではなく、料金改定以降、現在まで値下げについて検討は行ってはおりません。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

3年間、元の水準に落とすことによって、何か水道事業の安定的な運営に致命的な影響があるというふうには答弁されません。

それで、企業局独自の努力、第3の提案ですけれど、それと同時に、企業局が本当に苦しいということであれば、今、言わないんだから、第1の提案、第2の提案は市長部局でしっかり検討する時期を今、迎えているのではないかと思うわけです。

それで、もともと市民に何の相談もなく、いきなりの値上げですよ。物価高騰の現在、水道料値下げを速やかに実施すべきだと思います。時間はあまりないと思うんです。副市長に答弁を求めます。

○議長（秀村長利）

市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長（久世賢治）

質問議員がおっしゃいましたように35%の値上げ、これにつきましては、議案として議会上程し、皆さんにご審議いただきまして、ご議決いただいたところでございます。先ほどから申しましておりますように、現状のいわゆる水道事業、これを継続していくための今回料金改定でございますので、一般会計からの繰入れは今のところは考えておりません。今後ともよろしくお願ひしたいと考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

5点目は地元業者の支援についてです。これまでどういう対策を行ってきたのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

これまでと申しますか、今年度、昨年ですけれども、消費の下支えというところでプレミアム応援券の全世帯配付などにより、経済の循環を保てるような施策として行っております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

総額でどれぐらいの手を打っているんですか。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

応援券は総額13億円を発行しております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

支援効果はどういう評価をしていますか。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

応援券の換金につきましては、今現在、99%の換金率でありますので、その分がしっかりと市場のほうで循環したものと考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

効果は13億円と言いたいわけですか。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

13億円は応援券の発行金額でございますけれども、それとプラスアルファで10%ぐらいの上乗せがあるのではないかと考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

よく分からないという答弁ですね。

地元業者、関係団体の意見や要望は、この間どのように聞いていますか。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

すみません、先ほども答弁いたしましたけれども、昨年10月にアンケート調査を実施しております。そこで自社の経営課題等について、皆さんから意見を伺っております。

また直近では、現在、コロナウイルス第8波の感染症が落ち着いてまいりましたので、現在、我々飯塚市、商工会議所また商工会、観光協会等を使いまして、現在、市内事業者の実態調査を実施しておりまして、その結果を今後注視してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

6点目、生活保護についてです。物価高騰によって、とりわけ最低生活費で生活をする生活保護受給者は非常に厳しい状況に追い込まれています。暮らしの実情をどう捉えていますか。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

総務省の発表では、令和4年度の消費者物価指数は対前年比で2.5%上昇しており、一昨年来の物価の高騰で本市におきましても市民生活に大きな影響を及ぼしております。中でも最低生活費の基準内で生活されている生活保護受給者の方々の暮らしはとりわけ厳しいものであろうということは十分に認識しております。例えば、75歳の単身者世帯では月額約6万8千円程度でございまして、住宅費以外の食費や被服費、水道光熱費の全てを賄う必要がございます。実際に生活保護受給者の方々から、従来から生活を切り詰めて暮らしてきましたが、物価高騰の影響でさらに生活が厳しくなり、これ以上どこを切り詰めて生活をすればいいのか分からないといった、そのような声を耳にする機会は多くなったというふうに感じております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今回の物価高騰の前から、国は生活保護基準を大幅に切り下げてきました。基準改定の違法性を問う訴えが全国各地で争われていますが、その争点や状況を皆さんのほうでは把握していますか。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

国が2013年から3回に分けて行った生活保護基準額の改定引下げでは、憲法第25条や生活保護法に違反するとして取消しを求める訴訟が全国29の都道府県で行われております。現在まで14の地裁で判決が出ており、令和3年2月22日の大阪地裁における原告勝訴の判決をはじめ、令和4年5月25日に熊本地裁、同年6月24日に東京地裁、同年10月19日に横浜地裁、直近では令和5年2月10日に宮崎地裁の5か所の地裁において、原告の請求を認める判決が出ております。また、その他9か所の地裁におきましては原告の請求を退ける判決が出ており、福岡県におきましても、令和3年5月12日に福岡地裁より国の裁量権の逸脱や濫用があるとは認められないとして、原告の請求を退ける判決が出ましたが、原告側から現在、控訴されており、

裁判が続いている状況でございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

こうした中で現在の新型コロナ、物価高騰です。市は国、県に対してどういう要望を行っておりますか。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

冒頭でもお話ししましたとおり、一昨年来の物価高騰によって、市民の皆さんの暮らしは厳しいものとなっております、生活保護受給者世帯におきましても、生活保護基準の見直し等が行われておらず、これまでの生活保護費と同様の支給が続いております。このため、昨年7月に開催されました福岡県都市福祉事務所長会筑豊ブロック会議において、本市から新規要望としまして、前回の基準改定後、急激に変化した物価高騰の現状を十分に考慮し、原油価格、物価が安定するまでの間の暫定的な加算の新設について提案し、福岡県都市福祉事務所長会を通じて福岡県に提案していただいております。この要望に対する県の回答といたしましては、同様の要望が既に福岡県知事会より国に要望されているというような情報の提供がっております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

国の対応を伺います。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

今国会で審議されております令和5年度の国の当初予算では、令和5年度実施予定の生活保護基準改定において、令和6年度までの臨時的特例措置として、1人当たり月額1千円の特例的に加算する要求がなされているとの情報を確認しております。このようなことは、本市が提案しました加算の新設の要望などがこのような結果につながっているものではないかと、そのように考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

月1千円ということなんですね。

1市4町合併前にあった福祉見舞金と呼ばれる生活補給金です。金額をお尋ねします。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

各町によって金額が違いましたので、一概にはお話はできませんけれども、飯塚市は最終的には、たしか5千円程度だったというふうに覚えておりますが。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この生活補給金は今、途絶えたままです。これに代わる公的な支援はどうなっていますか。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

生活保護法の第1条に法の目的が規定されておりますが、それには日本国憲法第25条の規定の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し自立を助長することを目的とすると規定されております。物価高騰等で生活保護受給者の方々の生活が厳しく、その維持が困難になり、その補填が必要になった場合は、自治体の負担ではなく、生活保護法の目的に基づき、国が適正な基準による給付が実行されるべきであることが示されているものであると考えております。私たち自治体のすべきことは、それ以外において、市民の誰もが気軽に相談ができ、誰一人取り残すことなく救えるように、すぐそばで手を差し伸べられる優しいまちづくりに取り組むことこそが、私たちの大きな使命であると考えております。しかしながら、急激な原油価格、物価高騰が始まってしばらく経過しておりますが、生活保護者の厳しい現実を解消するための基準の見直しはまだ行われておりません。暫定的加算の新設等の要望は、昨年来、福祉事務所長会等でさせていただいておりますが、今後も、その時々々の社会情勢に応じまして、生活保護制度の充実に何が必要なものなのかを十分検討して、機会を捉えて国や県に要望してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

国がその程度のことしかしないということで、生活ができないという状況があるわけですから、この深刻な苦境をしのぐために、市としてできる対策の一つとして福祉見舞金の復活が、急いで必要だと思います。現在、どういうふうに検討していますか。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

これについては、種々検討しておりますが、生活保護世帯だけでなく低所得者の方、全てに対しての支援が必要だというような支援をするべきことであるというふうに考えておりましたことから、今回のクーポン券等の支援というような形になっていると思います。そのような方向で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

従前、出していたのを合併に伴って、いわば一方的に廃止しているわけですよ。今、復活する、そういう時期ではないかと思うので、検討をきちんとやってもらいたいというふうに思います。

第2は、「自然環境保全と災害対策について」です。1点目は白旗山メガソーラー乱開発についてです。この間の経過を伺います。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

まず、2015年、平成27年9月14日に事業者であります株式会社一条工務店から飯塚市自然環境保全条例に基づく事業計画届出書が提出されております。また、同日に林地開発許可申請が福岡県に提出され、翌2016年、平成28年3月31日に林地開発許可が出されております。以降、条例に基づく住民説明会等がございましたが、2018年、平成30年6月26日に林地開行為者地位承継届書が県に提出されております。翌6月27日に飯塚市自然環境保全条例に基づく、事業者変更届出書が提出され、内容的には、株式会社一条工務店から合同会社アサ

ヒ飯塚メガソーラーに事業者が変更されたということでございます。それから、2019年、令和元年12月9日から本体工事が着手され、2022年、令和4年7月14日に林地開発行為完了届が事業者から県に提出されています。それを受けまして、同年9月13日に県による完了検査が行われ、9月27日付で福岡県から事業者に対し、林地開発完了確認通知書が発出されています。同日、飯塚市自然環境保全条例に基づく事業完了届が市に提出されています。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これから数十年にわたる、長期にわたる、災害防止、安全対策が求められます。まず、今年の集中豪雨、台風に耐えられる状況になっていると言えるのか、責任ある答弁を求めます。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

まず、台風等の災害に耐えられるのかということになっているのかというご質問でございますが、先ほど申しましたように9月13日に、県が完了検査を行っております。9月27日に完了確認通知を出しております。その中で関係法令に基づいた審査基準によって、検査が行われたというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は週に一度は現地を調査しています。二瀬エリアは水害対策はB調整池ですけれども、このエリアに降った雨は水路を通過して、きちんとこの調整池に流れ込むようになっていますか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

そのようになっておると認識しております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

福岡県が許可条件になかった盛土を認めたために災害が発生した新相田自治会18組付近には、擁壁が2か所造られています。コンクリート製の擁壁には水路がありますが、排水先を見つけることができません。どうなっていますか。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

擁壁の上部の水路につきましては開渠のほうで、しっかり外から見えるようになっておりますけれども、そこからB調整池までの間は、のり面を通過していますので、暗渠でパイプのほうを中に埋め込んでそちらのほうに水の流れの形ということを、完了検査のときに県と一緒に事業者と確認しております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

もう一つの擁壁はプラスチック製です。ここでも排水先を見つけられませんでした。どうなっていますか。



○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

黒い擁壁のほうだと思いますけれども、あの分につきましては、基本は自然流下なんですけれども、水が集まったときのために、素掘りで水路を掘ってありまして、そちらのほうに水を集めて、水路に流すという形で聞いております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

現実には雨が降って泥水があふれ出ているわけですよ。雨が降るときに検査に行かないといけないですよ。

強風によってパネルが飛散すれば水害とは異なる深刻な被害が生じかねません。二瀬エリアのけやき台に近い急斜面パネルの設置状況はどのようにチェックしていますか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

まず、太陽光パネルを支える支柱については、地中1.5メートルから3メートルまでくいが打ち込まれておりまして、先端部が地中で広がり、土に食い込ませるような仕組みとなっておりますので、くいの摩擦抵抗も増え、また、支柱にパネル架台等の加量も加わるため、容易に抜けない構造となっております。その部分につきましては、関係法令に基づいて引き抜きの試験も行われて、基準を満たしているということでございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

支え棒は全部で何本あって、何本引き抜いて検査したんですか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

すみません。何本引き抜いて、何本検査したのかということまでは、把握しておりません。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

何本引き抜いたか、分かるでしょう。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

すみません、繰り返しになりますけれども、ちょっと何本引き抜いて、何本検査したのかということまでは、ちょっと分かりません。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

あなたは支柱を引き抜いたのを見たことがあるんですか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

この9月13日の完了検査のときには、市の職員も同行しておりますので、そのときに何本という数まで数えていませんが、そういう確認はされていたというふうに認識をします。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

時間を取ってもいいから、課長に確認してください。何本、引き抜きを現場でしたのか。

○議長（秀村長利）

川上議員、今ですか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

先ほどのくいの答弁でちょっと修正をさせていただきます。大変申し訳ございません。私は完了検査のときと申し上げましたが、完了検査前の段階でくいを打ち込んだときに、何と言いましょうか、引き抜きの検査を行っておるというところでございまして、申し訳ございませんが、その本数まではちょっと現時点では分かりかねます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

見ていないことを議会で答弁する。

パネル飛散の危険性についてです。幸袋エリアのA調整池の真上のパネルは、大規模に中空に浮いたように設置されています。最も危険な状況ではないでしょうか。ここはどのようにチェックをしましたか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

その部分につきましても、先ほどと同じ答弁になりますけれど、関係法令に基づいて、検査がされているというふうに認識しております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

先ほどからの答弁が非常に信用し難いし、疑問な点がたくさんあります。住民の皆さんは、直接、説明を聞きたいというふうに思うと思うんですね。

私は2015年から9年間、議会のたびに、一般質問でこの問題を取り上げてきました。副市長、なぜだと思えますか。

○議長（秀村長利）

市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長（久世賢治）

質問議員がこの問題につきまして、一般質問でいつも取り上げておられます。これは、やはりメガソーラーが設置されている付近の住民の皆様方の安心安全な生活が本当に維持できるのか、その部分でご質問されておったというふうに認識しております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

第1はそれです。

もう一つ、最も大きい理由の一つは何か。住民の合意もなく、市議会の反対決議にもかかわらず、乱開発を進めてきた業者が、それを許可した福岡県が、そして住民を守る立場にあるはずの飯塚市が、市民に対し、まともに住民説明を行わない、この現実があるからなんです。災害が多発する季節が近づいています。飯塚市は、住民説明会、いつしてくれるのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

昨年10月17日に福岡県に対しまして、林地開発行為の完了に伴う現地視察等の実施についてということで市長名で要望文書を県に出しました。それを受けまして、12月15日に、事業地を含む隣接する関係自治会長と事業者との間で話合いの場が設けられて、翌週12月22日に現地視察が行われております。その後、本年1月30日及び31日に事業者と関係自治会との間で協定書の締結が行われております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

副市長、住民説明会はもうしないということですか。どっちなんですか。もう少し待てと言っているんですか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

住民説明会を開催しなければならない理由といたしましては、その辺につきましては、一番事業地に隣接してあります関係自治会との、先ほど申し上げましたように協定の締結がなされております。協定の内容につきましては、詳細については、ここでは差し控えますが、防災関係とか、今後の維持管理のこととか、そういうふうな締結でございますので、今後、事業に起因することで、何かご相談等があれば、私どもも、県のほうも、対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

確認しますね。住民から要望があれば、説明会をすると。これは梅雨の前に、手だてが打てる時期にやってもらわないと、災害が起きてからでは遅いでしょう。

次は、2点目は庄司川浸水対策事業についてです。白旗山メガソーラーA調整池は学校や病院、住宅がひしめく地域を通る小さな水路を通して、庄司川につながります。この浸水対策事業の概要を伺います。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

庄司川の浸水対策事業につきましては、福岡県が平成22年度から河川改修事業を進めておりましたが、平成30年7月豪雨において甚大な被害が発生したことにより、令和2年3月に国、県、市にて庄司川総合内水対策計画を策定し、当計画に基づき、令和2年3月31日に庄司川浸水対策重点地域緊急事業として、国土交通省より採択され、福岡県を事業主体とした令和2年度から令和6年度の5か年計画での事業が進められております。

事業の内容といたしましては、国土交通省による遠賀川の流下能力の向上のための河道掘削、内水排除の強化のための庄司川排水機場ポンプの5トン増強、福岡県においては庄司川の約1.9キロメートル区間において、河川断面を約1.4から2倍の拡幅するための河川改修及び現在、津島地区の奈良崎橋上流左岸側に計画されております約3万トンの貯留機能の有する調節池の整備、飯塚市といたしましては、庄司川からの逆流を防止するために、農業用排水出口にて、逆流防止弁の設置が計画されており、国、県、市が連携いたしまして、これらの事業を実施することで、10年確率降雨での床上浸水被害の解消を図っていくものでございます。なお、ポンプ、河川改修、調節池については、令和6年度の完成に向け、事業が現在進められており、飯塚市による逆流防止弁につきましては、本年3月の完成予定となっているところでございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この事業については、調節池の設置がかなり重要な役割を果たすと思います、遊水池か。その機能についてお尋ねします。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

県が施工する調節池についてですが、この調節池は、雨水の全量を集水し、調整しながら、放流いたします調整池ではなく、河川の計画水位を超えた場合に越流させて、河川の氾濫を防ぐものでございます。調整池のような、降雨確率は設定されておりませんが、最下流の庄司川排水機場に増設される毎秒5トンのポンプ能力と併せて、10年確率降雨における浸水被害を解消するように、容量といたしまして3万トンが設定されているところでございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

白旗山メガソーラーA調整池から庄司川までの水路については、事業者の当初計画では、大雨の後、認められただけの水量を流したとしても2か所で水があふれる危険があると資料があります。確認されていますか。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

質問議員の言われますように、開発で整備されました調整池で、下流に流れる流量は低減されるものの、幸袋小中一貫校下のグラウンドから下流の日の出町公民館付近では、劣化箇所は解消には至っておりません。対策といたしまして、当該箇所は住宅が密集しており、水路の拡幅が困難なため、上流域の幸袋工業団地北側から上流域について分岐いたしまして、中公園付近まで整備されております幸袋第1雨水幹線、こちらのほうに接続するバイパス水路を整備することで、令和6年度から市のほうで着工する計画を持っております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員

○8番（川上直喜）

このA調整池に重大な事故があった場合は、再び4年前のような大水害が幸袋市街地を襲う危険があるということを知覚して、対策を急ぐ必要があると思いますし、A調整池については監視を強める必要があるというふうに思います。

3点目は、筑穂元吉の土砂埋立てについてです。知事が昨年、土砂搬入中止命令及び復旧命令を出した土砂埋立て処分地は、復旧計画に基づいた防災工事は5か月が過ぎました。間もなく集中豪雨が予想される季節を迎えました。防災工事の完了の見通しを伺います。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

現在も継続して、土砂搬出作業などが進められております。しかしながら、遅れている事実がございます。出水期までにとということで、今、県と市と連携して、事業者のほうに早急に対応するよう強く指導を行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

浦田方面では計画区域外に大量に土砂が持ち込まれています。市民環境部長は12月議会で、市自然環境保全条例の不適正な事業活動に当たるとの指摘を認めた上で、不適正な事業活動というよりも、県の条例違反が明らかと答え、早期発見できなかったのはなぜかとの指摘には、やや私どもも反省すべき点があったと答弁しました。私は、ややは要らないと指摘しました。どんな反省をしたのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

確かにそのように私は答弁を差し上げております。8月5日の段階で県から土砂搬出中止と、あとは防災安全の対策工事の措置命令が出されまして、その後、私名で県に、期限を守られずにまだまだ作業が続いているということで、強い指導をやりなさいというふうな文書を出しております。それ以降も、遅いのですが少しずつ作業が、今進んでいる状況でございますので、先ほど申し上げましたように、出水期までには必ず完成ができるように指導を県とともに行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市としては、事業者にはどういう指導をしたんですか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

事業者への指導ということでございますが、指導を行う場合は県も一緒に同席して、もう繰り返しになりますけれど、早急に作業をやりなさいということで指導しております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

福岡県に対しては、直近ではどういう申入れをしていますか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

先ほど申し上げましたように、文書での発出は10月7日に、私の名前で、県に強い指導を行うようにということで発出しております。それ以降の、県にどういう指導を求めたのかということになれば、度々県のほうを訪れて、口頭にて進捗確認とか、あと、それが遅れているようであれば、より強い指導を求めるとか、そういうことは行っております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

10月7日付文書を紹介してください。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

ちょっと長いので簡潔に申し上げますが、野見山産業土砂埋立て事業につきまして、県の条例に基づいて、令和4年8月5日付で事業者に対して、土砂搬入の中止命令及び防災対策工事の措置命令が発出されております。それを受けて、本市としましても、事業者に対して、災害防止対策等の措置についてということで発出はしておりますが、日々の現地確認を行う中で、やはり対応が図られていない様子を見受けられますと、したがって、地域住民の方々から土砂流出等による下流域への被害、また土砂災害を心配するなどの苦情が寄せられておりますので、福岡県におかれましては、指導、監督はされていることは承知しているが、さらなる指導強化を実施していただきますようお願いいたしますという文書内容でございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

出水期までに防災工事が完了する見通しが無いということはもう明らかになっているでしょう。地元の皆さんは繰り返し繰り返し県庁を訪ね、飯塚農林事務所に行って危険な実情を訴え、文書による指導を求めてきました。この住民の取組が現在の2つの命令を実現した鍵になっているわけです。市の申入れ、住民の訴えにもかかわらず、福岡県が自ら示した期限まで復旧計画を完成させられないばかりか、現状は、出水期までに復旧計画、実現する見通しも全くないわけですね。この間の経過を踏まえるならば、強い指導を求めるというだけではなく、市長名の文書で福岡県が代執行を行うように求め、その事実を公表してしかるべきだと思います。見解を副市長お願いします。

○議長（秀村長利）

市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長（久世賢治）

この問題につきましては、私も市民環境部長から報告を受けております。また、出勤する日につきましては職員がほぼ毎日、現地確認を行っておるわけですが、今ご指摘のとおり、迅速な対応ができていない。この事実につきまして、私は報告を受けておりますので、担当部局と協議し、今後、踏み込んだような対応を取れるかどうかについて、検討していきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

次に、土砂埋立て地の西側、地域デイ施設用地造成工事については、市は事業者の申請に基づいて県知事に開発許可を求めた立場です。確認してください。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

質問議員の言われるとおりでございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

開発計画では7メートルほどの盛土ですが、それをはるかに超えるまでうずたかく積み上げられることもあります。東側の土砂搬入中止命令のエリアにも白昼堂々と大量の土砂を運び込んだこともあります。ここで4年にわたって行われている土砂の搬入と搬出の行為を地域ダイ施設用地造成工事の継続中の姿と認め続けることが、飯塚市として妥当か、否か、答弁を求めます。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

現在、予定工期の変更がなされておまして、完了予定工期は令和7年12月31日となっており、造成途中でございます。完了予定につきましては、あくまでも事業者が決定する事項であり、完成までに時間を要している状況があるとの理由で、完成の見通しがないと判断することはできないと考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この開発行為については、許可条件があるはずなんです。防災工事を先行するという責任があります。また、それを指導する責任があります。それが一切行われず、工期の延長、延長が繰り返されていると。これを造成工事の継続中の姿と言いつけることはもうできない状態になっているわけですね。すでに当初目的を逸脱していることは明らかです。関係機関、弁護士とも協議の上、知事宛てに市長名文書で許可取消しと原状回復を求めてしかるべきだと考えます。見解を伺います。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

質問議員の言われますように、開発行為許可から4年以上が経過している状況ではございますが、信用あるいは施工能力の有無に関する判断は、許可権者である福岡県が行うものであり、飯塚市として許可の取消しを求めることは考えておりません。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

現実を見れば、飯塚市長が許可権者に取消し、原状回復を求めることは当然だというふうに私は思うんですね。

第3は、「片峯市政と公正で透明な市政運営について」です。1点目は、新体育館建設をめぐる不透明な事態についてです。新体育館移動式観覧席8千万円の入札について、市議会は市民の請願を受けて、100条調査権限を持って、官製談合等がなかったか疑惑究明を進めています。今日の一般質問ではまず、主な経過を伺います。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 30 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

それでは、新体育館の整備に当たっての主な経過について、ご説明させていただきます。まず 2016 年に、体育館の在り方を検討するため市民の声を聞く必要があるということで、附属機関である飯塚市体育館等施設整備検討委員会を 2016 年に設置し、翌年 2017 年 5 月 8 日に答申を受けております。また、2017 年 6 月には市議会においても経済・体育施設に関する調査特別委員会が設置され、2 年間で計 18 回の審議がなされております。

2018 年 2 月には、飯塚市体育館等建設基本計画を策定いたしております。そして 7 月には、梓設計をプロポーザルで設計業者として選定いたしております。

2019 年 3 月に基本設計を策定、それから 11 月には実施設計を策定、そして 2020 年 1 月に入札ですけれども、1 回目の入札は全者辞退により、1 回目は入札中止となっております。2 月には 2 回目の入札になりますけれども、2 者辞退により、残り 1 者となったため入札中止となっております。5 月に 3 回目の入札ですが、安藤・間・九特興業特定建設工事共同企業体が落札という形になっております。

2020 年 11 月 25 日から翌年の 2021 年 2 月 28 日までは、フミン酸が出土したことによる工事中止を行っております。2021 年 3 月 1 日に工事契約を変更し、延長という形にしております。

2020 年度には、備品等の予算を計上し、2023 年、本年でございますが、3 月 10 日に建設工事が竣工するという予定となっております。

○議長（秀村長利）

8 番 川上直喜議員。

○8 番（川上直喜）

官製談合があったとすれば、どういう特徴があるのか問われるわけですね。体育館の在り方の検討を始めた時期から今日までの担当課長、課長補佐、係長、伺います。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

その間の担当課長の名前を申し上げます。契約課におきましては、2015 年 4 月から 2016 年 3 月 31 日までは、現在の副市長であります久世賢治、2016 年 11 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日までは村上 光、2018 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までは東剛史、2022 年 4 月 1 日からは山本直樹が担当課長として所管をしております。

それから契約課長補佐につきましては、2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までは村上 光、2016 年 11 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までは空席、2017 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までは高橋宏輔、2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までは太田智広、2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までは山本直樹、2022 年 4 月 1 日から現時点まで木本亜佐子が課長補佐を務めております。

契約係長につきましては、2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までは手柴弘美、2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までは森本隆弘、2017 年度からは係が 2 係体制となりまして、2017 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までは、工事契約係長が森本隆



弘、物品契約係長は課長補佐が兼務し、2019年4月1日から2020年3月31日までは、工事契約係長が池部智恵、物品契約係長は課長補佐が兼務、2020年4月1日から2021年3月31日までは、工事契約係長が山本直樹、物品契約係長が池部智恵、2021年4月1日からは、工事契約係長が西 惣太郎、物品契約係長が藤田千亜紀となっております。以上です。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

新体育館建設の担当課についてお尋ねします。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。総務部長。

○総務部長（許斐博史）

すみません、お待たせいたしました。体育館を所管しますスポーツの分野でございます。平成27年の課長が實藤和也でございます。それから平成28年につきましても、課長は實藤和也でございます。それから平成29年は、担当課長は岩倉政之でございます。平成30年につきましては、体育施設再編整備室というのを設けまして、そちらの室長につきましては齋藤 浩が務めております。平成31年につきましても、同様に健幸・スポーツ課につきましては、課長が瀬尾善忠、それから体育施設再編整備室の室長は吉原 寿となっております。それから令和2年でございます。令和2年につきましては、健幸・スポーツ課の課長は瀬尾善忠、体育施設再編整備室長は吉原 寿でございます。令和3年度につきましては、推進室は再編でなくなりまして、健幸都市推進課といたしまして、瀬尾善忠が課長を務めております。それで現在、令和4年度でございますが、スポーツ振興課として、瀬尾善忠が課長を務めております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そのうち百条調査特別委員会で坂平末雄市議、副議長との会食を明らかにした職員を示してください。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

百条委員会で証人として呼ばれた者でお答えさせていただきますけれども、契約課の山本課長、それからスポーツ振興課の瀬尾課長、それから東行政経営部長の3人が証人として呼ばれ、会食はしたというような証言をされております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それ以外に市が独自に調査して分かっているものがありますか。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

会食の件につきましては、職員倫理条例に基づく調査となりますけれども、これについてはございません。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この間の業者選考委員長を伺います。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

2015年から2022年度の業者選考委員長の氏名についてお答えをいたします。2015年は田中秀哲副市長でございます。2016年は田中秀哲副市長、それから副市長の退任に伴いまして、石田慎二副委員長が途中から代理をいたしております。2017年、梶原善充副市長、2018年、梶原善充副市長、2019年、2020年は同じく梶原善充副市長、2021年は4月1日から8月26日までが梶原善充副市長、それから8月27日から3月31日までが久世賢治副市長、それから令和4年につきましてから現在に至るまで久世賢治副市長が務められております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

梶原副市長について、2月17日の百条調査特別委員会での市役所OB、ソフトウェアセンター、資本金10億円ですが、その高倉 孝代表取締役の私の尋問に対する証言があります。物品について、一社独占状態になりつつあるということを危惧されて、中略。物品を私がよく辞退するので注意を受けました、中略。「3回、お前、辞退するのはもう1回指名せんきね」という内容です。これは3年前のことだと言いますから、4月には本体建設工事の入札がようやく3回目成立で安藤・間・九特興業の受注が決まり、移動式観覧席が姿を見せたはずの年です。梶原副市長が発言したという内容は片峯市長の意志でしょうか、見解を伺います。

○議長（秀村長利）

市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長（久世賢治）

ただいまのご質問につきましては、さきの特別委員会のほうでも私のほうから答弁させていただきましたが、決して片峯市長からの指示ではないというふうに考えております。また、物品を例えば、3回入札に参加しなければ、辞退すれば、1回指名停止をすとか、こういった内規等もございません。市役所の先輩後輩という間柄で、やはりなるだけ多数の業者が参加して入札が執行されるようにという思いで、当時の梶原副市長が、高倉社長に申されたことだというふうに理解しております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

住民福祉の増進を図ることを本旨とする地方自治において、官製談合疑惑が問われる重大な事態の中、のほほんとしてよいのか。市長権限の下に速やかに内部調査を行い、その結果を市民に公表すべきではありませんか。副市長に答弁を求めます。

○議長（秀村長利）

市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長（久世賢治）

さきの委員会の中でも、私、答弁させていただきましたが、そういった形で官製談合等の土壌ができるような状況が起きていないのかというふうなご指摘をいただいたところでございます。これにつきましては内部で検討してまいりたいと思いますし、当然、この官製談合は、これはもう絶対あってはならんことですので、こういったものが未然に防いでいくのは我々の使命と考えておりますので、取り組んでまいりたいというふうにご考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

現体育館の耐震診断の放棄による県知事命令、新築移転の判断――。

○議長（秀村長利）

川上議員に申し上げます。発言時間が終了しておりますので、簡潔にお願いします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

入札、基礎工事失敗による工事費増大、そして移動式観覧席、さらに指定管理者の指定について、市OBが代表取締役――。

○議長（秀村長利）

川上議員、終了しておりますので、ご了承願います。

○8番（川上直喜）

スポーツ協会への随意契約。終わります。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。12番 江口 徹議員に発言を許します。12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

江口 徹でございます。今回は、「総合計画について」、お尋ねいたします。現在、この第2次飯塚市総合計画、2017年から2026年の途中であり、これは最初のやつなんですけれども、これの改訂版が現実今、動いています。この中の課題というか、この中の3点を取り上げ、今回は質問をいたします。

まず1点目については、情報共有の基盤のために必要なことについてでございます。基本計画の第1章の中に、「情報共有の推進」とあります。その施策の中に、「適切な情報管理の推進」とあるんです。「公文書管理など行政内部の適切な情報管理に努めるとともに、市民の視点に立った情報の公開・公表、個人情報適切な管理に努めます。」これは市役所の仕事の基本だと考えています。適切な文書管理がなくては、遑ってこの施策・政策が正しかったのかどうか、確かめることができません。ところが、今、百条委員会、やっちはいるんですが、その中で明らかになったことは、意思形成過程ですね、具体的に言うと、移動式観覧席が本体工事から外される経緯、どういう会議で、どういった発言があって、本体工事から外されていったのか。こういった部分の記録が、残念ながら全くないんです。

また、以前に、庁議について、一般質問でも取り上げたことがございます。その庁議の記録はどうなっているのかとお聞きしたときに、お返事はたしか庁議の記録はありませんというふうな形であったかと思えます。適切な情報管理というときに、保存すべき情報、文書とはどういったものになるのか、まずお答えください。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

意思形成過程が理解できる文書はどんなものかといった理解の中で答弁をさせていただきます。事務事業の実施に当たりましては、事案が軽微である場合を除き、起案文書に当該事務事業の処理に関する経過や理由等を記載した上で、事務決裁規程に基づき、決裁権者が決裁をとり意思決定を行っております。この起案文書が、いわゆる意思形成過程の記録になるというふうを考えております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

ごめんなさい。情報公開条例では、そもそも何を記録すべきと規定しているのか、まずそこからお答えいただけますか。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

情報公開条例におけます「情報」とは、条例第2条第2号において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及びディスク、テープその他の電磁的記録並びにその他一定の事項を記録しておくことのできるものであって、当該実施機関が保有し、又は保有すべきものをいう。」と定めております。この規定のうち、当該実施機関が保有し、または保有すべきものとは、情報がその作成または取得に関与した職員の個人の段階であるものではなく、組織として共有文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用し、または保存されている状態のものを定義されるというふうにいたしております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

では、今の情報公開条例の規定からすると、先ほどの意思形成過程についてなんですけれど、起案文書という話があったんですけど、いろんなものを協議するわけですよ。課題を検討するわけです。仕事のやり方はどうかと考えると、まず課題の発見ないし市民のほうから持ちかけられることであつたりとか、あります。そういった課題の発見から、それに関する情報収集、そして検討、協議、決定、実行と移るかと思うんですけれども、これらの全ての過程が意思形成過程であると考えています。そう考えると、今言った課題発見から情報収集、検討、協議、決定、実行、これら全ての過程において、保存すべき情報、保有しまたは保有すべき情報であると考えますが、その点はいかがですか。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

議員が言われます全ての情報というのが、事細かに、例えば、問題解決のために担当者が集まって協議した内容を全て網羅するものとは我々は捉えておりません。起案文書に表れる、そこで

なされた会議の名称でありますとか、会議でなされた結果でありますとか、あるいは会議で提案された課題、それとか解決策、そういったものについては、それを要約し、起案文書の中に書いていくといった形で事務を進めておる状況でございます。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

起案文書に書いていくとあるんですけど、起案文書にならないことというのはいっぱいあると思うんですよ。起案文書にならないと、保有すべき情報、保有する情報に当たらないのかどうかです。その点はいかがですか。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

私が申しております起案文書になる事業というのは、いわゆる決裁が必要とするものでございまして、決裁が必要とされるものにつきましては、事務決裁規程におきまして、例えば、部長職の共通の決裁事項でありますれば、所管に属する事業計画に関する事、計画決定された所管事業の実施に関する事、所管に属する財産の管理に関する事、陳情、苦情の措置に関する事、定例的な公表に関する事、報告、調査、照会、回答、届出及び通知に関する事、定例または軽易な公示に関する事、それから講習会、研修会及びこれに類するものまたは催物等の開催、共催及び後援に関する事、所管に属する行政財産の目的外使用許可に関する事等、るる、これよりたくさんありますけれども、こういった我々がなす事業については、全て決裁により事業を進めております。言うなれば、我々の仕事は全て決裁、いわゆる起案文書によって事業を進めておりますので、そこに議員が言われる内容が書かれておるといふふうに判断をしております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

全てが決裁においてなされ、そこに記載されているのであれば、百条委員会に提出された文書の中に、外された経緯が全く載っていないのはなぜですか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

言い訳の答弁にならざるを得ないんですが、本来であれば、今総務部長が言いましたように、当初計画を変更するのであれば、変更に至った原因、そして、新たな方針にした理由を明確にし、決裁を取るというのが通常であると思っています。ただこの新体育館の整備に当たりましては、多額の費用が生じるため、少しでも多くの支援を国から受ける必要がございました。今の段階ですけど、これは備品を入れて総事業費は新体育館57億円でございます。そして、国の交付金が約18億円、地方債が35億円で計53億円というような、国からの支援、そういった地方債を受けて、財源としてやっているということでもございました。当時、この国からの支援制度には期限がございまして、逆算すると、令和2年の3月議会に工事契約議案を提出する必要がございました。そのような中で、今日、明日にもどうするかというような結論を出す必要がございました。方針変更の決裁を得ることなく、協議の結果をもって工事の執行伺、そういった手順になりました。なお、工事から外れた移動観覧席につきましては、備品として改めて実施計画に計上し、予算化する手続を行っております。いずれにしても、計画変更する決裁事務を怠っていたということにつきましては、担当部長として深く反省いたしております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

決裁文書をつくらなかったから、それを深く反省しているというお話なんですけれど、そこを深く反省するのはそのとおりなんだけど、片一方で、協議をしておられるわけですよ。そして、その協議について記録をとっていないのはなぜだということなんです。当然のことながら、いろんな会議をやりますよね。庁議も含め。それについて、きちんと記録をして、文書として残さないと、それこそ仕事の根幹が揺らぐのではないですか。もしその記録が取られないとすると、担当職員の方が異動してしまったり、退職してしまったり、その経緯は全然分からないんですよ。だから文書にする、つくるわけですよ。情報を整理するわけでしょう。決裁に至らなくても、今回の百条委員会の中で、どういった方が営業に来ましたか、誰が営業に来ましたかとか、いつ頃来られましたかとかいうところに関して、記憶であったり、単なる個人のメモにちょっと残っていたりとかしたかもしれないんだけど、現実には、市の情報、文書記録としては、何ら残っていないんですよ。これで、後世に対して、きちんと仕事ができているんですよというのを示すことはできないと思うんです。だからこそ、情報公開条例であったりとか、出てきたわけでしょう。改めてお聞きします。そういったことを含めて、保有すべき情報ではないのですか。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

今、質問議員が言われる保有すべき情報というのは、職員のメモとか――。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 1時14分 休憩

午後 1時14分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

先ほど職員の個人的なメモであったりとか、記憶と言いましたよね。そのままだったら、行政としては何も分からないわけでしょう。だから、その個人的メモをきちんと組織共有とするために文書化する、情報化することが必要である。そういったことを含めて、保有すべき情報とすべきではありませんかということですよ。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

理解が悪くて申し訳ありません。議員が言われますとおり、我々職員が仕事する上で情報共有すべきものというのはたくさんございます。先ほど来、申しておりますように、簡易なものでありましても、きちんと、例えば、決裁規程上盛り込まれてない情報でありましても、事業を推進する上で、課で共有するとか、係で共有するとかいった類いの文書につきましては、できるだけ情報化をし、合議をするとか、共有のフォルダに格納すると、そういったものにつきましては、しっかりやりながら仕事をするべきだというふうに私も考えております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

つまりそれは、保有すべき情報であるという理解でよろしいですね。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

全てがそういう情報だということではございませんが、保有すべき情報であるという認識をした文書については、そのように考えております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

職員の方々は様々な仕事をされるわけです。確かに、大きなものから小さなものまであるので、全てというわけにいかないかもしれませんが、そのほとんどについてはきちんと記録をし、フォルダに入れ、言われるように共有する形にする、ないし、例えば、皆さん方にメールでお伝えをすとかいう形をとっていなければ、物事の経緯がずっと分からないままなんです。検証に耐える仕事をするためには、そういった組織文化をつくるべきであると思いますし、当然のことながら民間ではそうやってやられています。

では、なぜ飯塚市で、今回のように意思形成過程の情報がまるっきり抜けているのか。この部分について、きちんと記録すべきである、情報共有すべきであるという研修であるとか、もしくはチェックですね、できているのかどうかのチェックについては、どのようになされていますか。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

文書管理や情報共有の制度に関する職員研修につきましては、新規採用職員を対象とした研修、また、職員各自が確認できるように全庁共用フォルダに文書管理規程や文書事務の手続、あるいは情報公開条例の解釈基準を掲載するなどの情報周知を行って指導をしておるところでございます。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

指導しているんだけど、でも現実にはこうやって抜けていたわけですよ。そうすると、皆様方の意識自体が、それこそ最後の決裁だけとなっているのかもしれない。ぜひその点は改めて、どういう情報、きちんと意思形成過程としてとっていくのか、基本全てですよ。どんどんどんどん、フォルダの中というか、に放り込んでいけばいいんだと思うんです。それができるようになったのが、ある意味デジタルのありがたさだと思っています。ぜひ、そのことを今後しっかりやっていただきたい。そうでないと、情報公開条例であるとか、本当に絵空事になってしまいます。国でもありますよね、情報公開請求するんだけど不存在、不存在、不存在というやつですよ。国の分はもう本当は保管すべきものを捨てて不存在ということかもしれませんが、もしかすると飯塚市は、作成すら怠っていたのかもしれない。ぜひこの皆様方の仕事の仕方について、その個人メモ、皆さん方とお話しするとちゃんとノートを持って来られて、書いて帰られますよ。それをどう共有するか。そこをきちんとやらないと、ずっと個人メモ、個人メモと言って、情報公開請求の対象にならないという形になってしまいます。ぜひそのことは、改めて検討し直していただきたいと思っています。

次に、移住・定住についてお聞きいたします。基本計画の第6章の5に、「定住環境・公共交

通の充実」とございます。その中に、施策の6として、「移住・定住施策の推進」とあるんです。都市をどうやってつくっていくかを考えるときに、やはりどんなまちをつくりたい、どういった方々に住んでいただきたいとか、どういった方々を、ボウリングでいうセンターピンに例えて、ここから、このまちの未来を切り開きたいと考えるか、何度かお伺いしてきたんですが、今まではどちらかというと、全部が対象なんです。私どちらかというと子育て世代、そういったものをしっかりやっていくべきだという話をしたんだけど、今までの返答はどちらかというと、いやいや子育ても大切なんだけど、全部大切なんですよという返答でした。総合計画の改訂版の中には、一部その子育て支援や、というふうな形で、頭に子育て支援という言葉が出てきています。そして、今回の代表質問、一般質問の中では、この子育て世代だったりとか、生産年齢人口に対して、きちんとやるんだというお答えも出てきました。

改めてお聞きしますが、飯塚市としては、移住・定住の中で、特にどの辺りを強くしたいと考えているのか、お聞かせいただけますか。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

本市といたしましては、人口減少の克服、少子高齢化対策というものは喫緊の課題であると認識しております。移住・定住施策については非常に重要であると考えております。現在、移住・定住施策については、総合計画を上位計画といたします第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口減少の克服に特化して、戦略的に取り組むこととしており、子育て世代をターゲットにして、転入を増加させる施策に取り組む必要があると記載をいたしております。

また、毎年度、総合戦略の進捗状況や人口動態を検証する中でも、改めて、子育て世代や生産年齢人口世代をターゲットとして、移住・定住施策を推進していく必要があるということを再認識しております。転入促進・転出者抑制のために、本市の強みである3大学の立地や医療機関の充実、福岡市へのアクセスのよさや地価の安さなど、本市の魅力を効果的に発信し、若い世代を呼び込むことが非常に重要であろうというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

やっとこの辺りに力が入ってきたのかなという、ある意味、歓迎はしているところであります。言われるような、子育て世代、そして生産年齢人口をターゲットにするということは、ある意味、消費が旺盛な世代に対してなんです。結果として、市内の経済についても好影響があると思っています。じゃあこの方々を呼び込む、ないし、今住んでおられる方々に住み続けていただくためには、やはりそれなりの支援というのが必要であると思っています。そのことがやっと国のほうでも分かってきたので、こども家庭庁であったりとかいうふうな議論が出てきているんだと思っています。

また、片一方で言うと、少子高齢化の中で、80万人を切ってしまった、出生者数ですね。やはり次世代を考えると、きちんと地域として、持続可能な状況を保つためにも、それが目的で子育てをやってくれというわけではないんですけど、産みたい方、育てたい方が、育てやすい環境を整えることは非常に大切だと思っていますが、そこに対する政策についてはどういったものがございますか。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）



本定例会におきまして、令和5年度の当初予算として提案させていただいております主な子育て支援等の市独自事業で申し上げますと、まず、第3子以降出生時に10万円、小学校、中学校入学時に5万円を支給する未来の地域人財応援事業、妊産婦向けの運動教室や相談支援を行う妊産婦運動相談事業、低出生体重児など、医療ケア児の健康診査を継続的にフォローアップする低出生体重児健康診査事業、またヤングケアラーの早期発見・支援のための相談や必要に応じてヘルパー派遣を行うヤングケアラー支援事業などを市独自事業として計上しており、予算総額といたしましては1億4872万6千円となっております。

このような事業を実施していくことで、子育て支援を推進するとともに、安心して産み育てやすいまちづくりに取り組んでいくという考えでございます。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

1億4872万6千円。今までから考えると、大きな前進かもしれません。ただ、これで本当にいいのかどうか、そこはしっかりと考えなくてはならないと思っています。この金額、一般会計の総額からすると0.1%程度なんです。0.17%ですね。これを一般会計、来年度だと874億2800万円。この金額を600万円の世帯だったとすると、市でも仮定してやったりしますよね。同じようにこれをすると、600万円の世帯だったとすると、この子育て予算、独自の分に関しては幾らになるかということ、1万206円なんです。そうか、600万円の世帯の中でやりくりをして、1万円増やしたんだ。これを十分な額ととるか、いやいやまだまだだねととるか、評価が分かれるんだと思います。

来年度予算において、この子育て関連に関して大きく力を入れたところの一つが、すぐ近く、福岡市があります。福岡市では、高島市長が改めて選挙を受ける中で、最重点施策として子育て支援を挙げられました。それを予算に盛り込んだ令和5年度当初予算の発表がありました。子育て応援予算として入ったのは、多子世帯へということで、第2子以降の保育料、幼稚園、保育園も含めて、ゼロ歳から2歳保育も対象として無償化をすると。産後ヘルパー、第2子以降は利用回数を倍増させると、20回までだったのが40回へと。子育て世帯への住替え助成、子ども2人以上で最大25万円。サポートを必要とする子どもへということで、障がい福祉サービスの利用料が未就学児無償化、学齢期については負担上限として月3千円へ。また、子ども食堂への助成として助成額の上限を1.5倍とし、活動年数によらず補助率を3分の2にする。また、全ての子育て世帯へとして、おむつの安心定期便、これは、それこそ先日、福祉文教委員会でも視察に行きました明石市がやっているんですけど、これをゼロ歳から2歳へ定期的な見守りとおむつを届ける形としてスタートさせると言われています。また、子ども医療費として、ふくおか安心ワンコインとして、高校生18歳まで対象拡大をして、通院負担の上限を500円とする。また産前・産後ヘルパー、産後ケア（訪問型）等々についても、しっかりやっつけていかれます。この総額が、ちょっと比べ方が違うかもしれませんが、高島市長はこうやって子育て支援として68億円積むんだというふうに言われています。同じように、600万円の世帯だと仮定すると、この福岡市での68億円は3万8864円になるんです。率にして0.6%程度。飯塚市と比較すると3.8倍になります。ツーリトル・ツーレートと言われますよね。遅過ぎたり小さ過ぎたりしないように、ぜひ、この辺りについては、もっと大胆にやっていただきたい。そうしないと、ある意味、飯塚からも多くの方が通勤している福岡でこういった施策がされていると、そちらのほうがいいじゃないかというふうな形になってしまいかねないんです。ぜひその点も含めて、さらなる努力をやっていただきたいをお願いをしておきます。

3点目。同じく基本計画の第7章の3に、「環境にやさしいまちづくり」というのがございます。この中で、環境にやさしいまちづくりを実現するための基本事業3として、「省エネ活動の

啓発と低炭素型エネルギーの利活用推進」というものがあります。この第2次総合計画の改訂版をつくるたびに、議論の中で、一部分、ここ、不十ではないかというパブリックコメントがあって、それに対する回答として市側が出しているのは、第3次飯塚市環境基本計画を今つくっているの、そちらのほうでしっかり書きますよというふうな形なんです。それを、パブリックコメントに対する返答を考えると、この第2次飯塚市総合基本計画の改訂版における省エネ活動の啓発と低炭素型エネルギーの利活用推進については、第3次飯塚市環境基本計画の基本目標Ⅲ、「循環型社会・脱炭素社会を実現する」ということを目標値としているという理解でいいのかどうか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

今質問議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

であるならば、国・県の目標設定ですね、国の目標設定としては、温室効果ガスの排出量、2030年度までに46%削減、そして2050年までに実質ゼロというのが目標数値であります。じゃあそれを前提として、飯塚市としては、目標達成のために具体的な計画をどのように考えておられるのか、お聞かせいただけますか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

第3次飯塚市環境基本計画にも記載しておりますけれども、基本目標として、循環型社会・脱炭素社会の実現に向けてということで、4Rの推進、省エネ活動、再生可能エネルギー導入の促進を施策方針としております。具体的な方向性としましては、ごみ発生の抑制、再利用・再資源化の促進、国民運動「COOL CHOICE」の推進、家庭や事業所、学校などへの省エネ・再エネ設備の導入促進、地産地消の推進、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく対策の推進ということで進めております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

ある意味、そういったメニューというのはおおよそ妥当だと思うんですけど、ではその目標、その個別個別の部分をもどのように積み上げて、46%削減ないし2050年度実質ゼロまでたどり着くのか、そちらについてご案内いただけますか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

部門ごとの積上げの内容につきましては、まず二酸化炭素を2013年度比で626.9千トンCO<sub>2</sub>、あとメタンを7.0千トンCO<sub>2</sub>、あと一酸化二窒素を13.7千トンCO<sub>2</sub>、これらを合わせまして647.7千トンCO<sub>2</sub>、これが2013年度比で全体で46%というふうな目標値設定をしております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

飯塚市として、2030年、令和12年までに46%削減という目標については、達成できると考えておられますか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

地球温暖化対策実行計画に記載しておりますが、市内全体での温室効果ガス排出量の推移につきましては、2013年、平成25年以降、各部門とも減少傾向にはございます。温室効果ガス排出は、ライフスタイル、私どもの自動車だったり、冷暖房だったりという、に関係するものが約6割と言われております。カーボンニュートラルの実現のためには、誰もが無関係ではなく、あらゆる主体が取り組む必要があると考えております。目標達成に向けて継続して市民の方々、また事業者等への啓発や事業等の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

いや、お聞きしたのは、達成できるんですかということなんです。啓発するのではなくて、達成できるかどうか、お答えください。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

達成できるように、今申し上げた取組について尽力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

では、その削減目標に向け、市役所という一事業者として、どのように取り組んでいくのか、お聞かせいただけますか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

市役所として、一事業所としてということですが、現在も取り組んでおりますが、日常業務における節電ですね、あと燃料の使用の抑制、あと廃棄物排出の抑制、省エネ設備の導入、あと照明のLED化とかですね。施設における太陽光発電、学校とか交流センターにも新規で建て替え・更新を行っているところには、導入していくということを進めております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

では、一事業者としての飯塚市としては、何%削減まで行けそうですか。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 1時39分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

削減目標という数値は55.1%ということで設定しております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

55.1%削減、これは実現できるということですか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

先ほど来、申し上げました、継続した取組に努めていければ、この目標は達成できるというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

達成できたら本当にありがたいんだけど、では現状においては、どの程度削減できていますか。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

午後 1時44分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

すみません、先ほど申し上げました55.1%、一事業所としての目標値につきましては、令和3年度の段階で、数値としては達成しております。ただし、数値の中にクリーンセンター、今施設組合のほうに無償貸与しておりますクリーンセンターの数値は入ってございません。その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

既に55%達成しているということなんで、それが本当であれば喜ばしいことであると思うんだけど、その内容についても精査したいので、ぜひ、これこれこうやって達成しているんだ、達成しているんだっとなおさらのこと公にして、こういった状況なんです。皆様方もよろしくお願ひしますと言うべきだと思うんです。

他方で、クリーンセンター、やはり非常に大きな要素であるんですけど、もともとの46%、そして実質ゼロ、2030年、2050年に関しては、国のほうも思い切ってこの数字を出したわけですよ。正直ね、どちらかというと、積上げでやってくると、これは達成できないなということだったんだけど、現実には、世界の環境の状況を考えると、やはり、大きくゲームチェンジをしなくてはならない。そして世界各国もやっている。その中で、日本としてどうやる

のかという中で、ある意味、高いハードルの目標を設定したのがこの46%削減であり、2050年の実質ゼロなんです。と考えると、じゃあこれを本当にやるためにはどうするのか。今、飯塚市としてはできているという話で、あ、そうなんだと、私自身は非常にびっくりもしたんですけど。ところが、じゃあ各家庭であったり、産業の状況が変わったかということ、そうも思えないわけです。そうすると、これを実現するには、多くやり変えなくてはならないんだけど、その中の大きな要素の一つとして、やはりそのごみの処理については大きいんだと思っています。今ごみ処理施設については、言われたように、一部事務組合で検討しているというか、一部事務組合にお願いをしている状況であります。その中で、施設の新設について、今、検討があっているんですが、じゃあそこのごみ処理施設にお願いをするごみの収集方法、分別方法等々、ここが変わると、ごみ処理計画もがらっと変わります。それについては、飯塚市としては、リサイクルを含めどう考えているのか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

ごみの再資源化・リサイクルにつきましては、循環型社会の形成を目指す上で、重要な課題であると思っております。また、ごみの焼却量やCO2の削減にも非常に有効であると認識しております。今後、プラスチック主要製品の廃棄物の分別収集等をはじめ、様々な廃棄物についての分別項目の再商品化の方法等を含め、ふくおか県央環境広域施設組合、または構成市町と協議検討を重ねて、CO2の、先ほどから出ております46%の削減目標につながるよう、施策を本市としても積極的に提言してまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

ぜひその分を本当に本腰を入れてやっていただきたいんです。どうしても一般企業であったりとか、一般のご家庭でそうそう大きく今までの様式を変えることというのは難しいんです。当然のことながら、それについては費用がかかるからであります。費用も意識も行動も変わらなくてはならないからなんです。そのときに、飯塚市として、こうやって成功しているんですよというやつをきちんと見せる必要がある。そしてまた、そのことによって、大きく、公的な部分が、その目標を大きく達成できれば、その分、民間の部門は、もう少し負担が軽くなるわけです。といったことを含めて、しっかりやっていただきたいわけですが、そうすると、リサイクルであったりとか、あともう一つは、あと再生可能エネルギーの導入であったりとか、そういったことも不可欠だと思うんですが、その点についてはどうお考えですか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

国の背景としまして、循環型社会形成に向けた取組が加速をしております。本市もその目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入等の取組が必要だというふうに考えております。こうしたことから、現在、再生可能エネルギーの活用等について、さきの議会でも答弁いたしました。長年研究されております近畿大学産業理工学部と連携をして、本市における再生可能エネルギー導入等について、今探求をしております。今後におきましても、地域特性を生かした施策等について、鋭意検討を重ね、実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今、一部事務組合、県央で検討されている新しい清掃工場については、実は400億円規模なんです。リサイクルを含めるともっと多額になります。500億円近い金額が予定されているんですね。でも、ごみ処理の形が変わってきて、それがずっと小さくできるとその負担も軽くなります。また、再生可能エネルギー等々がきちんと育ってくると、ある意味、エリアの中での地産地消ができるようになると、そうすると化石燃料をエリアの外から買わなくて済むわけです。そういうことを考えると、経済としても、そのことに、この部分に関してきちんと取り組むのは、飯塚市の経済としても有益だと考えるんですが、経済部長、その点についてはいかがですか。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

現在、第2期となります飯塚市産業振興ビジョンを取りまとめているところでございますが、このビジョンにおいて、人材育成とともに飯塚市内を一つの経済圏と捉えまして、地域経済における生産、分配、消費の好循環を実現することが、変化の激しい時代において、円安やエネルギー価格の高騰、コロナなどの感染症、そのような外部の影響を受けにくく、持続的に経済が活性化することにつながるものと認識をいたしまして、中小企業円卓会議の委員様と議論をし、現在取りまとめるところでございます。

このような観点におきまして、エネルギーの地産地消は重要な項目であると考えております。飯塚市では地域経済の分析に取り組んでおりますが、その中で、飯塚市の総生産は2015年時点で3813億円、その中で、エネルギー代金の流出は約197億円と総生産額の5.2%に上っており、エネルギー代金の支払いによって、飯塚市民の多くの所得が市外に流出しております。このうち電気につきましては、約39億円が市外に流出している状況でございます。これを市内におきまして、再生可能エネルギーで賄うことができれば、流出を抑制できるものと考えておりますが、エネルギーは住民の暮らし、企業活動の基盤インフラであり、量及び価格の両面で安定的かつ確実な供給が必要となりますことから、太陽光発電やバイオマス発電など、どのような手法が適切かとの判断は難しく、地域経済の活性化という点では、自己の責任とご負担において、あるいは民間主導での発電所の実施が、現時点では適当ではないかと考えております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

最初のうちはそうだよねと思ったけど、最後はちょっとトーンダウンしたような気がするんだけど、ただどちらにしても、金額としても非常に大きいわけです。言われるように、環境にとってもメリットがあるし、経済にとってのメリットがある話なわけです。ぜひこの部分をしっかり考えて46%減、さらにはその先の実質ゼロに向けて、しっかり飯塚市としてもやっていただきたい。そのことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。これをもちまして一般質問を終結いたします。

「議案第2号」、「議案第3号」及び「議案第5号」から「議案第32号」までの28件、以

上30件を一括議題といたします。ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第51条に基づき簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第52条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、ご了解願います。

「議案第2号」及び「議案第3号」、以上2件については、いずれも質疑通告があつておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第5号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。「令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」（案）についてです。まず、国民健康保険税の税率に関わって予算書229ページ、国民健康保険税、同じく予算書308ページ、納付金及び、予算書311ページ基金について説明を求めます。

○議長（秀村長利）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

国民健康保険税について、説明いたします。令和5年度の国民健康保険税については、令和3年度の国保運営協議会で、令和4、5年度は令和3年度の税率を据え置くとの答申を受け、令和4年度と同じ税額等で計上しております。県から示される令和5年度の標準保険料率と比べましても、現行の税率が下回っている状況ですので、税率としましては、国保運営上の適切な税率だと考えております。

次に、納付金でございますが、納付金については、県全体の保険給付費等を賄うために必要な額を県内市町村で分かち合う制度で、各市町村の被保険者数や所得水準、医療費水準に応じて配分した額を市町村が県に納付するものとなっております。県は納付金等を基に各市町村が行う療養の給付等に要する費用を全額支払うこととなります。納付金の財源が国民健康保険税になります。納付金額を賄うために、各市町村に標準保険料率が示されます。この税率を賦課すれば、納付金の額になりますという指標になりますが、あくまでも参考値で、決定は各市町村に委ねられております。納付金につきましては、前年度比452万8千円の減となっております。医療費が想定より伸びなかったことが大きな要因で、75歳以上の増による高齢者支援金の増もありますが、全体としては減となっているものと考えます。

次に、基金でございますが、基金については、今年度としましては、財源不足の調整を行っておりますけど、予算書の301ページで、3037万1千円を繰り入れるように計上しております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

基金については、年度末で9億3600万円もの残高があるわけですね。これをもっと活用して、国民健康保険税を下げるという判断をしなかったのはなぜか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

基金を財源に減税をできないかということだと思いますが、仮にそのような減税を行ったとしても、基金が枯渇した場合には増税を行う必要があると考えます。基金を一時的な減税に活用するのは、国民健康保険の安定的な運営には適さないのではないかと考えております。現在、国保被保険者の最も多い世代である団塊の世代が75歳を迎えており、被保険者の大幅な減少が今後

見込まれることとなります。これにより、高齢者の医療費も減少しますが、同時に保険税も減収になりますので、現在のところ、今後の動向を注視し、慎重に判断する必要があると考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今のは、今後、慎重に判断する必要があると言われたでしょう。予算計上に当たって、どういう考え方をしたのかをお尋ねしたわけですよ。まさか、あなた方が9億3600万円全部使って、財政調整機能が果たせなくなるようなことを選択肢として検討するはずがないわけですよ。だから、9億3600万円のうち、例えば3億円、4億円、使った場合にどうかというようなことになるのではないですか。そういう検討をしたのかと聞いているわけです。

○議長（秀村長利）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

検討は行っておりません。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

もう午前中、一般質問でもやりましたので、今、市民の暮らしがどうなっているのか、それから自分の生き方をどう考えるかというような局面に皆なっている方が多いんですよ。考えてもいないと。基金は目標を持っていないはずなんだけど、たまればたまるほどいいという発想で来ているのかなというふうに思うわけですね。そこで次、自分たちがこれほどの基金を持っていて、一部取崩して減税に回したらどうかということについては、検討もしないと言いながら、320ページ、催告業務がありますね。これについては、税務課と共同の作業のようだけど、かなりな態度で市民に接しているのではないかと思われるわけですよ。それで最初にお聞きしますが、この催告業務は公務労働ですか。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時13分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

そのとおりでございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

委託先はどちらですか。

○議長（秀村長利）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）



株式会社アイ・シー・アールでございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

委託料は幾らで、委託料をどういうふうに考えて、それになっているのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

令和4年度も契約しておりますが、令和4年度は一般会計で、一般会計と国保会計に分けて持っております。一般会計の分としては契約額が1274万2400円、国保会計が318万5600円、合計して1592万8千円となっております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

業務委託する際に、仕様書とかあると思いますが、目標の提示があるんですか、市から業者に対して。

○議長（秀村長利）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

目標といいますか、業務対象の想定として、例えば、電話で年間1万5千件を掛けなさいであったり、訪問催告4500件であったり、そういうふうな目標というか、年間の業務量としての分はあります。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

その目標達成ができた場合は、プラスアルファが出るとか、あるいは、逆に目標達成ができない場合は、マイナス、ペナルティーと呼ぶんでしょうか、そういうものが、成績によって委託料に影響がありますか。

○議長（秀村長利）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

そういうふうな目標に対するペナルティー等はありません。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この、私が見たのは先日なんですけど、黄色い催促状が入った封筒があるわけですよ。宛名のところに当然窓があるんですけど、そこに催告業務センターというのが、黒のゴシックででかかど書いてあるわけですね、右下に。この封筒の仕様は、飯塚市が指定するわけですか。

○議長（秀村長利）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

この分については、市の税務課のほうで作成しております。議員が言われますように催告を促す文書が封入されていることが容易に連想されるおそれがございますので、今後の封筒作成におきましては、催告センターの表記は税務課に改めるよう、対応を行ってまいりたいと考えており

ます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

税務課が作ったわけですか。それとも、この業者がこれならいいだろうと思って、作ったわけですか。

○議長（秀村長利）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

税務課で作っております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

その費用は、委託料の中に入っているわけではないのですか。

○議長（秀村長利）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

印刷製本費で別で持っております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そしたら催促業務センターという差出人名にならないのではないですか。飯塚市役所でいいのではないですか。だから税務課が、なぜそういうような物を作ったんだろうと思うわけですよ、今のお話だったら。医療給付課だから、分かりませんということになるのかな。市役所が作るんだったら市役所の差出人名にならないんですか。なぜ、催告業務センターの名前を書いて市役所が封筒を作るんですか。

○議長（秀村長利）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

その作成の経緯までは、ちょっと私は、聞いておりませんので、税務課のほうからそういうふうなことを聞いたこととございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これについては不可解なところがありますので、所管でさらに詰めてもらったらどうかというふうに思います。

○議長（秀村長利）

質疑を終結いたします。「議案第6号」及び「議案第7号」、以上2件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第8号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

「令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」（案）、オートレースです。一番関心が市民の中で大きいのは、メインスタンドの整備事業なんですね。それで予算書382ページなんですけど、新年度に係る事業の内容について、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

382ページにつきましては、歳入のほうになります、メインスタンド整備事業の財源となりますものとして、社会資本整備総合交付金がございます。来年度につきましては、本体工事のうちのくい工事、それから基礎工事、鉄骨工事までの工程を予定しております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

まだ後戻りができますね。そこは地質調査とか、この予算の中でしていくんですか。

○議長（秀村長利）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

そのとおりでございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

新体育館の例がありますが、どのような地質調査をしますか。

○議長（秀村長利）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（樋口嘉文）

ボーリングデータの地質調査の件ですけれども、今回体育館で使った地盤改良の工法ではなく、コンクリートで打つ現場打ちくいというのを利用しますので、このボーリングデータについては、どの深さに支持層があるかというような内容になります。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

よく分かりません。それで、これについても所管で検討してもらったほうがいいのではないかなというふうに思います。それから、メインスタンドの必要性にも関わっていくんですけど、新年度の事業見通し、この間の実績や現在の特別な社会情勢がありますでしょう。これを踏まえて、どうなのかということをちょっと説明していただけますか。

○議長（秀村長利）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

現在の社会情勢等の変化、それから世界情勢の不安等によって、食料品、日用品を含めて様々な商品の価格が高騰しておることは承知しております。建築現場等にも波及しているのが現状でございます。施工業者のほうから資材等の価格が高騰しているということの報告が上がっております。国土交通省からの通達により契約後の状況が変化した場合には、それに応じて必要な契約変更等の実施も含め、対応を図るようというのがございますことから、当課としましても、何らかの検討が必要ではないかと考えておるところでございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

状況によっては、国のお墨つきで、ゼネコンと協議をして36億円がさらに大きくなる可能性

もありますよということを今おっしゃったんですか。

○議長（秀村長利）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（樋口嘉文）

今、公営競技事業所副所長が申しました内容につきましては、まだはっきり変更するというような内容ではありません。社会情勢、物価高騰による資材高騰によって、どのような影響があるかというのをきちっと精査いたしまして、今後、変更するのか、変更しないのかというのを決めていくものでございます。ですから今の時点で変更ということについては、まだ決めておりません。ただ、変更になった場合については、しかるべき議会のほうに上程させていただいて、議会議決を得ようというふうを考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

既に松尾建設ですかね、協議をしているわけですよ。そして今後、どういう協議をしようというところまでいっていると思うんですけど、どうなっているんですか。

○議長（秀村長利）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（樋口嘉文）

業者のほうからは、資材高騰があっっていて、かなり厳しいという報告は確かに受けております。その件につきましては、私たちも今調査中でございます。確かに物価本等でいきますと建築資材関係が2%ほど上がっているとか、というような内容も一応把握はしております。これからきちんと精査させていただきまして、やっていくということになりますので、まだ今の段階で変更するか、しないかという状況ですので、まだ金額についても、どれほど上がっているのかというの、まだ把握していない状況であります。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

向こうからこれぐらいという提示があっっているわけではないんですか。まだそこまでいってない、金額提示は。

○議長（秀村長利）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（樋口嘉文）

まだ金額については、報告があっておりません。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

その金額、ここまでのところでやりましようとかいう話をし始めると、体育館みたいになるでしょう。お金を借りて、いつまでに造ってくださいよと。その期限が少し延びるかな、延びないかな、延びたわけだけど、延びないでしょうというのが、もう発注者側のほうが圧倒的な不利な立場になって、受注したほうが圧倒的に有利な状況になる。だから体育館のときには、片峯市長はしょうがないというので、私が全責任を負いますとか言って、7億円ぽんと出したわけでしょう。そういったことを、許してはならないというふうに思うんですよ。このやりとりについては絶えず議会、それから市民に事実関係を公表しながら、状況によっては、今じゃなくていいでしょう、もともと要らないんだという、いろんなレベルがあると思いますよ。だからこのときに無理にや

りましょうと言ったのが新体育館で、大変なことに今なっていますけど、同じようなことを、メインスタンドでまさか官製談合とかいうようなことになってくると大変ことになりますので、透明性を確保しながら、市民と相談しながら、止まるべきは止まるということで、いつてもらいたいと思います。そこで383ページ、市債がありますね。ちょっと説明してもらえますか。

○議長（秀村長利）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

計上しております小型自動車競走施設整備事業債、6億1690万円につきましては、先ほどから申されておりますとおり、メインスタンド整備事業費の財源となるものでございます。メインスタンド整備事業費は、一部は国からの交付金を受けることとなりますけれども、財源の大部分はこの事業債とすることとしております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

次は、386ページ、包括的民間委託料ですね。長い間、日本トーターにお願いしてきているわけですけど、全体像が不明確なところがあります。ちょっと予算との関わりで概要をお尋ねします。

○議長（秀村長利）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

平成27年度より、オートレース業務の一部を、日本トーターのほうに包括的民間委託をしております。この包括的民間委託料は、歳入の主となる、車券売上げから施行者であります市が負担するお客様への的中車券の払戻金、それから選手への賞金、JKAの交付金などの開催経費、及び市への収益保証を差し引いた額となります。今回計上しております8億3870万1千円につきましては、前年度の当初予算と比較しまして、1億6193万8千円減額となっております。この理由につきましては、勝車投票券発売収入のほうは増加しておりますけれども、開催日数の増加に伴い、開催経費が増加していることによるものでございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ちょっと総括的なことなんですけど、なかなか難しい時代にあるわけではないですか。こうした中で、公営ギャンブルがそのままこういった形で行ってよいのかというのが一つあります。ギャンブルはもともと駄目なんですから。でも公営ならいいでしょうということになっているわけですね。地方公共団体が収益が上がるならいいでしょうとか、上がらなかつたらどうしますかという議論もあるけど、もっと本質的には、特例的に公営ギャンブルということになっているのに、民間に事業を丸ごとお願いしているという形になっているわけですね。皆さん方としては、そのメリットもあるでしょう。私は分からないけど。そうした場合でも皆さん方がメリットを感じていたとしても、気をつけなければならないことが幾つかあるはずですよ。そうしたことについて、考慮しながら予算書を作ったり、日常の業務に当たったりされているのか、どういった点を考えておられるのか、この際、お尋ねをしておきたいと思いますが。

○議長（秀村長利）

公営競技事業所副所長

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

事業を民間に委託できることにつきましては、小型自動車競走法及び小型自動車競走法施行規

則に明確に示されております。包括的民間委託による運営は、収益保証がございますし、また我々市職員が持っていない民間のノウハウを活かすことができますことから、大変有効な手段であると考えております。しかしながら、全てを民間に委託し、利益のみを追求するということを、よしとするわけではございません。常日頃より受託業者とは連絡を密にし、事業の方向性を共有した上で適切に指揮監督を行っております。

○議長（秀村長利）

質疑を終結いたします。「議案第9号」から「議案第13号」までの5件については、いずれも質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします。

「議案第14号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

「令和5年度 飯塚市水道事業会計予算」（案）、予算書5ページに、業務の予定量、第2条があります。企業会計は特にその年度予算だけを見ては、全体が見えないと思うんですけど、この間の推移を踏まえて、この第2条に記載の特徴を説明してください。

○議長（秀村長利）

企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

業務の予定量につきましては、事業活動の基本的目標として定めるものとなっております。水道事業につきましては、給水戸数、年間総給水量、1日平均給水量及び主要な建設改良事業における事業費の計上を行っておるところでございます。給水戸数につきましては、令和4年度の決算見込みにて、決算での平均伸び率を勘案して算出を行っており、前年度決算見込みから328戸増の5万9944戸、年間総給水量につきましては、前年度決算見込みから10万9351立方メートル増の、1237万1526立方メートルとなっております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

例えばですけど、イズミ、ゆめタウンが夏にスタートするわけでしょう。そうするとそこに対する供給の水準というのは、特別なことを考えていますか。

○議長（秀村長利）

企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

特別なことは考えておりませんが、令和5年度の給水収益につきましては、ゆめタウン飯塚分の水道使用料も見込みで計上しております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

先ほど決算に基づいて伸び率を掛けたとか、それから戸数が何百増えましたということだったけど、そのゆめタウンを1戸と数えているわけではないわけでしょう。これはどういう評価で、この予算書に反映しているのか、または反映していないのか。説明できますか。

○議長（秀村長利）

企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

ゆめタウン分につきましては、1件として考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうすると、半期ぐらいになるんでしょうけど、ゆめタウンに対する供給量はどれぐらいのものと考えているわけですか。

○議長（秀村長利）

企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

水道につきましては、2か月に1回の検針となりますので7月頃に使用開始ということになれば、9月の調定からということになりまして年4回の調定ということで、水量的には3万8500立米の計上しております。

○議長（秀村長利）

どれぐらい増えるかということを知っているんですね。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

最後に何と言いました。給水量が何立米とか言いましたか。

○議長（秀村長利）

企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

ゆめタウン分につきましては、3万8500立米増加ということで考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

分かりました。それでは、同じく5ページの第3条、収益的収入及び支出。これについて何か、見れば分かるでしょうということかもしれませんが、付け加えて特徴を説明することがありますか。

○議長（秀村長利）

企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

収益的収入における水道料につきましては、25億8388万8千円の計上を行っておりますが、令和5年の1月の料金改定を行う、すみません――。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時38分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

改良事業につきましては、主に配水幹線や配水管の布設替工事に6億8970万円、浄水場などにおける施設の設備改良に4億9708万6千円の事業として実施することとしております。また、新設事業費につきましては、主に大規模停電等の緊急対応分として、浄水場の非常用発電機、接続盤の設置に2100万円、水道メーターの購入に2246万5千円を事業として実施する予定にしております。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時39分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

失礼いたしました。収益的収入における水道料金につきましては、25億8388万8千円の計上を行っております。令和4年1月の料金改定を行わなかった場合、概算になりますが、35%の改定分の減額、約6億7千万円の減となりますので、約19億1500万円となります。なお、今回計上しております予算での収益的収支における純利益につきましては、令和3年3月に策定いたしました水道事業経営戦略における令和5年度の計画値、3億324万6千円に比べて、令和5年度当初予算の純利益は、3399万4千円と大幅に減少しているところでございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

35%値上げ前のR3年ですけど、収益とR4年、今年度の比較をすると水道料金は6億3400万円ぐらい増収になっているんですよ。新年度予算、R5年で言うと6億5400万円ぐらいの増収になるわけですね。つまり、2千万円ぐらい、値上げ効果が増えるという形になっているかなというふうに思います、数字を見れば。これはどういうことなのかということちょっと研究したいと思います。

次に、6ページ、債務負担行為、第5条に飯塚市水道施設等最適化検討業務委託料、3895万4千円というのがありますけど、全部相手に渡るお金ではなさそうですけど、まず概要をお尋ねします。

○議長（秀村長利）

上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（西岡真結）

業務内容は、浄水場、配水池等の統廃合や、水需要の減少に係るダウンサイジング、最適な給水区域への変更等の検討を考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ダウンサイジングを図っていこうというわけですね。どういう背景があるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（西岡真結）

今後の人口減少に伴う水需要の減少や、災害等の課題に対応するため、最適な施設の在り方を検討していくことで、維持管理費の削減を図り、効率的、効果的な水道設備運営を行うために委託を実施するものであります。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。



○8番（川上直喜）

ダウンサイジングをします。人口はあんまり減らないほうがいいけど、全体として人口減の方向ですよ。人口が減っても水需要は横ばい、ないし増える場合もあるかもしれません。しかし、そういうダウンサイジングを皆さん検討しているのに、一方で35%の水道料金値上げをして、管路が全体で何百キロメートルあるんだと。市民に向かって、1円も負けられないとこの値上げは、値上げする側が言うせりふかと思えますけど、ちょっと矛盾が感じられるわけですね。一方でダウンサイジング、一方で管路を維持して、35%値上げして15億7千万円だの、50億円だの、100億円だのくれというわけでしょう、市民に。このところどういうふうに理解したらいいんですか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

今回35%の値上げにつきましては、令和8年度に15.7億円の内部留保資金をためるということで、一応検討をいたしたところでございます。今言っていますダウンサイジングといいますのは、先々の大規模更新、浄水場等の大規模更新にかかる際に、どの程度の規模が適当なのかということを検討していきたいということで、今回計上いたしたところでございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

つまり、局長の答弁を理解しようと努力したいんだけど、それは50億円になるか、100億円になるかに影響があるという話なんですかね、この業務委託が。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

そういうふうに考えております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この業務を受けたところが出す結論によっては、また皆さんがそれを受け止めてどうかということになるんでしょうけど、それによっては200億円とか、何か分からない数字まで取り入れてくるような。この業務委託が、今後の5年置きの水道料の適正化とか言っているけど、採用してしまうかもしれないというそういうかなり重要な業務内容になるように思うけど、そういうことではないんですか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

今、質問議員が言われますように、今後、20年後の施設の在り方、大きさ、そういうのを今回の業務の中で検討していきたいと思っています。ただ、それがすぐ20年後に、またそのときは人口の減少の程度とか、水質の状態とか、いろんなこともかみ合ってきますので、今回については、あくまでも施設のダウンサイジングを含めた統廃合を検討していったら、概略どの程度の費用が今後発生するのかと、そういうことを検討してまいりたいと思っています。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そういう概略幾らが必要かとかいうようなことを、業務委託してやる必要があるんですか。水道局でやれば。

○議長（秀村長利）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

今回の35%の料金改定、これはちょうど先ほどの一般質問でもありましたように物価高騰の時期と重なりまして、大変ご負担をおかけしていることに関しまして心苦しく思っております。この料金改定を行うに当たりまして経営戦略というものを策定しております。これには将来に向けての施設の更新計画、改修計画を盛り込んだところの、財政計画を立てた上で、改定の時期に将来を見越して、これこれの更新費用が必要、内部留保資金、先ほどおっしゃられました15.7億円が必要とか、大規模断水を防いでいくために、年間6キロメートルの水道管の更新、老朽管の更新が必要であるとか、そういったことを盛り込んだ投資財政計画を策定して、料金改定に35%アップした料金をいただきたいということで提案をさせていただいて、ご了承をいただいたところでございます。今回の最適化の検討業務、これも料金改定の5年ごとに見直すようにしておりますが、その際の投資計画に反映させたいということで、なるだけ水道法の第1条にありますように、低廉な料金でお水を届けするために、水道施設の最適化を検討したいということでの今回の業務委託でございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

企業管理者は、この検討そのものが、今後の水道事業の展開に大きな影響があるということをお認めになったんだろうと思います。であれば、特定の業者に仕様書つきで検討を任せるといふようなことは、公営企業体として、またとりわけ水という、特別に重要な事業への与える影響が大き過ぎて、これは業務委託ではなくて、飯塚市で、水道局できちんとやろうという議論はしなかったんですか。

○議長（秀村長利）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

局自体で、この業務はちょっと業務量が多過ぎて、不可能ですので、局でやるという議論は行っておりません。ただこういう最適化の業務委託をする上で、企業局としての方向性は、一応持った中で、委託業者に任せっきりというような形ではなく、主体的に関わって、最適化に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これは、今、もしかしたら将来官製談合疑惑が生じて、あの時というような局面を今迎えているのかもしれない。管理者が、任せずに話し合っていくというようなことを言っているというのは、ますます心配ですよね。だから、事務量が多過ぎて、水道局ができないと、企業局ができないと言ったならばもうやめたらいいですよ。これ、民間業者に任せてしまったら、もう既に飯塚市の場合は、条例で水道の民営化ができるようになっているわけですから、きれいにした上で、民営化というようなことすら心配される。その大きな一歩になりかねないと思うわけです。このことについてはあなた方、予算計上する前に経営審議会で諮ってもらったと思うけど、どういう議論をしましたか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

この件に関しましてはまだ予算の段階ですので、上下水道経営審議会に諮ってはおりません。

○議長（秀村長利）

川上議員、もうちょっとかかりますか。もうそろそろお願いいたします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

都合のいいときはそういう言い方をするよね。35%値上げするときはどうでしたか。その様に上下水道経営審議会を何か手頃なカードのように使うのは、正しくないです、公営企業体の運営としては。思想が間違っていると思います。それで、こういうのが出るときに一緒に出てきているのが、33ページの岩崎浄水場改築・更新方針検討業務委託料というんですよ。これは何ですか。

○議長（秀村長利）

上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（西岡真結）

岩崎浄水場の老朽化に伴い、岩崎浄水場の耐震化をするほうがいいのか、または更新したほうが経済的なのかを比較検討する業務であります。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

相当気をつけなければならない業務委託が入っていつているわけですね。これも多分経済建設委員会がストップかけてくれるのではないかと思いますけど。むちゃなやり方はね。本当に正しい検討は要ると思うけど。それから令和8年度末に、15億7千万円をためる目標ですけれども、予算書のどこに見えますか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

内部留保資金につきましては、令和5年度の公営企業会計当初予算資料の4ページになりますが、この中に「令和5年度 水道事業会計予算総括表」というのがございます。これの右下の表になります。この中に、資本的収支不足額を補填する財源として、5年度、表の一番下になります。補填財源資本収支過不足額7億1724万5千円、この数値が令和5年度の内部留保資金になってきます。

○議長（秀村長利）

川上議員に申し上げます。質疑が長時間に及んでおりますので、付託される委員会の審査要望としてまとめていただくようお願いします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうするとその数字が令和9年の予算書のときには15億7千万円になっているという仕組みなんですね。そうすると、ちょっとそうなるだろうかと思うんですよ。それは、午前中の一般質問に対して局長が、今度の値上げ分は電気代の高騰にも充てるんだという趣旨の答弁をされたでしょう。そうすると、回すお金が減るではないですか。そうすると、分かると思いますけど、令和8年までの目標は達成できません。あなた方、3年間値下げしたらどうですかと、元に戻したらどうですかと質問したら到底無理ですとか言っていたよね。絶対この日が締切りですと言ったよね、R8年度が。そうであれば、電気代の高騰に回すお金がないのではないですか。そしたら、この間に何が起こるかという、値上げではないんですか。値上げが出てくるのではないんですか。電気代だって倍ぐらいなっているわけでしょう。倍と言わないかもしれないよね。どうする

んですか。だから今、あなた方が描いている水道事業の予算書は、将来に膨大な、莫大な市民が抱え切れなような負担を――。

○議長（秀村長利）

質疑のみをよろしく願いいたします。8番 川上直喜議員

○8番（川上直喜）

のしかけることになっているのではないかと思いますよ。

○議長（秀村長利）

質疑を終結いたします。「議案第15号」及び「議案第16号」、以上2件については、いずれも質疑通告がっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第17号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

「令和5年度 飯塚市立病院事業会計予算」（案）、87ページに第2条、収益的収入及び支出があります。新型コロナ、さらに先ほど申し上げました電気料の高騰をはじめとする物価高騰の影響が、この中にはどのように反映しておるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（秀村長利）

企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

収益的収支の主なものになりますけれども、病院事業の収益では一般会計交付金――。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 2時57分 休憩

午後 2時58分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

この病院事業の予算の中におきましては、物価高騰等の影響に関する部分については計上しておりません。指定管理者のほうで計上しているかと思えます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それは後で聞きますけど、ちょっと先に行きますね。87ページの企業債の第4条、3億5800万円。これはちょっと説明していただけますか。

○議長（秀村長利）

企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

企業債3億5830万円につきましては、令和5年度に電子カルテシステム等の開発を予定しております、その委託料の財源として、病院事業債の起債を予定しているものでございます。病院事業債は事業費の全額を起債し、企業債を償還する際に、元利償還金のうち25%は交付税措置されることとなっております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

同額が一時借入金、第5条で記載がありますが、これはどういう関係になるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

一時借入金の3億5830万円につきましても、同額でございますが、電子カルテシステム等を、開発委託料の支払いにつきましても、企業債の借入れ前に行う必要がある場合に、資金繰りのために行うものでございます。企業債の借入れは3月末の予定であるため、委託料の支払いを一時借入金にて対応して、企業債借入れ後、年度内に一時金を返済する予定としております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

地域医療振興協会が整備するものについて、お金を出すということを言っているんですか。

○議長（秀村長利）

企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

市の備品のほうになります。市の備品としまして電子カルテシステムを開発委託する予定にしております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

これは、入札とかどんなふうになるんですか。

○議長（秀村長利）

企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

一般競争入札を予定しております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

どういったところが。これは、工事ではないよね、何になるんですか。

○議長（秀村長利）

企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

情報処理業務になるかと思えます。委託業務のほうになります。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市立病院は、指定管理になっていますけど、ものすごい物価高騰でしょう。とりわけ電気、燃料、これについて指定管理者なんだけど、これへの対応について、どういう協議をして、指定管理者に対する支援をこうしようとか、ああしようとかいう議論はしていないですか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

指定管理者のほうから、そういう話は今のところ出ておりませんし、指定管理者とはそういう

協議は今のところやっております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

今のところというのは、どういう意味かということになるんだけど、話をするルールがあるということをおっしゃっているんですかね。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

指定管理者とは、現状協定で市立病院の運営にかかる費用については、指定管理者のほうで負担するようになっております。その協定があることから、そういう話については、現状できるようなことではありません。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

どの協定のことを言っているんですか。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時14分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。企業局長。

○企業局長（本井淳志）

平成20年に「飯塚市立病院の指定管理者による管理に関する協定書」を締結しております。この協定書の第6条、交付金の欄に甲は病床数及び財政的医療に算入される交付税の範囲内で乙に交付するものとされています。また、指定管理者において、利用料金制を採用していることから、一般会計からの負担は現状ございません。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

にもかかわらず、市長部局の指定管理者に対して、同様の状況について、どう対応するかという事は柔軟性を持っていますよね。その平成20年の協定によっても、状況によって財政支援することを禁じていないでしょう。禁じているんですか。

○議長（秀村長利）

企業局長。

○企業局長（本井淳志）

基本的には今言ったとおりでございますが、第27条の協議で、この協定に定める事項について疑義が生じたとき、またこの協定に定めがない事項については、甲乙協議して定めるものとするという、一つの第27条がございます。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は何というかな、今、指定管理者のほうは、この間、決算も聞いてきましたけど、大ピンチに陥っているというわけではなさそうというような報告でしたよ。だけど、これからの事態の展開によって、急展開が起きることもあると思うんですね。当然、運営協議会もあるわけですから相談、それ待ちにならずに相談もあるだろうと思うけど、医療機関を守るということについて言えば、杓子定規なことではなくて、人命に直接関わることなので、情報を市民に知らせて、適切に市が対応するということはあり得ることなので、杓子定規のことは、杓子定規というか、協定の中にそれがあるわけですから、活かしていくべきではないかと。議長が言うかもしれないけど、要望を言いますよ。筑豊労災病院の廃止攻撃で守り抜いてきた病院だから――。

○議長（秀村長利）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

飯塚市立病院が適切な運営ができるように、一緒にともに協議してまいりたいと思います。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

情報を公開して、市民の共感を得る形で、必要な場合はということが、必要な額ということは起こり得ると思うので、それを指摘したわけです。

○議長（秀村長利）

質疑を終結いたします。「議案第18号」については、質疑通告はあっておりませんので質疑を終結いたします。

「議案第19号」について、8番 川上直喜議員の質疑を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

議会運営委員会で、この議案を上程するときには謝罪をされたんですか。

○議長（秀村長利）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

議運での謝罪は一応総務部長のほうからありまして、まだ私の謝罪は、まだ明確にはやっております。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そのときに、この議案を出す機会は何度もあったのに、出せなかった判断は、どういう判断かというのをお聞きしたんですよ。それで、既に総務部長が謝罪したということかもしれないけど、企業管理者として、どういうことなのか。ちょっとこの際、議案質疑ですので、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（秀村長利）

石田企業管理者

○企業管理者（石田慎二）

本来であれば、議運のときにも申し上げましたように、令和3年4月から医師の派遣を始まりまして、たしか4月末に条例の不備が分かりました。派遣が始まっていたとはいえ、本来なれば、条例の引用事項に不備が分かりました時点から、速やかに改正の手続をとるべきでありました。私の判断が適格でなかったことによって、条例改正のご提案が今議会まで遅れましたことを深く反省をしているところでございます。心から、議員各位にも、おわびを申し上げたいと思います。

今後、このようなことがないように、万全を期する所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（秀村長利）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

教訓は何かということが重要と思うんですよ。企業管理者は大統領ではないからね。企業管理者を支える局長があれば、課長もあるわけでしょう。集団の責任という面もあると思うわけですよ。これなぜこれが許されてきたのか、見過ごされてきたのかというところは、要は水道局の体質の問題としても検討していかなければ、別の違った弱点が拡大する危険性もあるなどというふうに、ちょっと指摘をして質問を終わります。

○議長（秀村長利）

質疑を終結いたします。「議案第20号」から「議案第32号」までの13件については、いずれも質疑通告がっておりませんので、質疑を終結いたします。

本案30件は議案付託一覧表のとおりそれぞれの常任委員会に付託をいたします。

「新体育館移動式観覧席の入札に関わる官製談合等調査特別委員会の中間報告」を議題といたします。

「新体育館移動式観覧席の入札に関わる官製談合等調査特別委員長の報告」を求めます。

22番 松延隆俊議員。

○22番（松延隆俊）

本特別委員会に付託を受けています「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて」、調査経過の中間報告をいたします。

本件については、令和5年2月8日に本特別委員会が設置されて以来、決議案の提案理由説明の中で指摘された疑惑、即ち「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等」の疑惑を解明するため、これまでに委員会を7回開催いたしました。

まず、令和5年2月9日に開催いたしました委員会では、執行部に出席を求め、資料要求並びに質疑を行いました。

資料要求では、一つ、「移動式観覧席の入札に関する起案から決定までの経過が分かる資料一式」、一つ、「移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過が分かる資料一式」、一つ、「2社からの相見積もり」、一つ、「メーカーからの見積もり」、一つ、「カタログ・メーカーとのやりとり」、一つ、「見積りの際のやりとり」、一つ、「市役所内部でのやりとり」、一つ、「仕様書作成の準備段階の資料」、一つ、「指名業者13者の指名願提出の際の一連文書（体育館の1回目の入札以降）のうち、指名競争入札参加資格審査申請書」、「履歴事項全部証明書（登記簿謄本）」、「営業経歴書」、「取扱品目表、実績調書」、一つ、「希望業種分類表・物品等有資格者名簿（体育館の1回目の入札以降）」、一つ、「人事諮問委員会の資料及び会議録、以上11件の資料について」、提出できるか確認したところ、「2社の相見積もり」を除く資料については、提出できる旨の答弁があったため、資料要求を行いました。

「2社の相見積もり」については、飯塚市情報公開条例の非公開情報に当たることから提出できないとの答弁があったため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき記録の提出を求めることについて、採決を行った結果、全会一致で、記録の提出を求めることに決定いたしました。

また、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、令和5年2月15日開催の委員会に、飯塚市契約課長 山本直樹氏、飯塚市スポーツ振興課長 瀬尾善忠氏、飯塚市行政経営部長 東剛史氏、以上3名を、令和5年2月17日開催の委員会に、グッドイナフ株式会社 代表取締役 原田拓郎氏、株式会社S・Y 代表取締役 坂平由美氏、株式会社福岡ソフトウェアセンター 代表取締役 高倉 孝氏、以上3名を、証人としてそれぞれ出頭を求め、尋問を行うことを決定



いたしました。

次に、令和5年2月15日に開催した委員会では、3名の証人に尋問を行いました。

山本証人に対しては、「移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過について」、「その他移動式観覧席の取扱いに関する関与について」、「指名業者との関係について」並びに「市幹部及び議員等との関係について」、それぞれ尋問を行いました。

瀬尾証人に対しては、「移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過について」、「その他移動式観覧席の取扱いに関する関与について」、「指名業者との関係について」、「移動式観覧席発注の経過（見積り・仕様書含む）について」並びに「幹部及び議員等との関係について」、それぞれ尋問を行いました。

東証人に対しては、「移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過について」、「その他移動式観覧席の取扱いに関する関与について」、「指名業者との関係について」、「会食の目的・経緯・会食の際に同席していた方との関係等について」並びに「市幹部及び議員等との関係について」、それぞれ尋問を行いました。

また、尋問終了後、令和5年2月24日開催の委員会に、新体育館移動式観覧席の入札を辞退した指名業者10者の代表者について、参考人として出席を求め、意見を聞くことに決定いたしました。

次に、令和5年2月17日に開催した委員会では、3名の証人に尋問を行いました。

原田証人、坂平証人及び高倉証人に対しては、「移動式観覧席の入札参加の経緯について」、「市の指名願いについて」、「メーカーとの協議について」並びに「市及び議員、他の業者等との関係等について」、それぞれ尋問を行いました。

次に、令和5年2月24日に開催した委員会では、新体育館移動式観覧席の入札を辞退した指名業者10者の代表者のうち、依頼に応じて出席いただいた3名の参考人に意見を求めました。

株式会社玉置 代表取締役 玉置一貴氏、有限会社小川商事 飯塚店店長 廣田孝文氏、及び株式会社麻生情報システム 飯塚事業所長 大庭文志郎氏に対しては、「移動式観覧席の入札参加の経緯について」、「メーカー・代理店等との協議について」並びに「市及び議員、他の業者等との関係等について」、それぞれ意見を求めました。

次に、令和5年2月27日に開催した委員会では、執行部に出席を求め、資料要求並びに質疑を行いました。

この審査の過程において、「物品取扱品目表」の黒塗り部分、及び「本体工事の内訳書の中の観覧席部分の見積り書や積算資料（金額入り）」、以上2件の資料について提出できるか確認したところ、いずれも飯塚市情報公開条例の非公開情報に当たることから提出できないとの答弁があり、地方自治法第100条第1項の規定に基づき記録の提出を求めることについて、採決を行った結果、全会一致で、記録の提出を求めることに決定いたしました。

また、「安藤・間、九特興業JVが新体育館の観覧席にコトブキシーティング株式会社の製品を選定した経過に関する資料一式」についても、地方自治法第100条第1項の規定に基づき記録の提出を求めることについて、採決を行った結果、全会一致で、記録の提出を求めることに決定いたしました。

また、2月9日付で飯塚市長 片峯 誠氏に対し、記録の提出を求めた「2社の相見積もり」については、承認できないものとして、2月14日付で飯塚市長から議長に対し、その理由を疎明する旨の文書が提出されました。

疎明の内容は、「入札の予定価格を設定するために参考とする業者見積もりは、本市は公開しない前提で業者に依頼しており、その資料を当該調査委員会資料として提出すれば、公開資料となり、提出してもらった業者の会社経営に支障が生じる可能性があること。」また、「今後参考見積を公開資料とすることで、見積りの提出を拒否、又は適切な価格提示ができないなどの事態

が生じた場合に、適切な入札ができず行政運営に大きな支障を生じるおそれがあること。」以上の理由から、飯塚市情報公開条例の非公開情報に当たると判断し非公開とするもので、提出を拒否する旨の回答であり、この疎明の理由について、協議を行いました。

この協議の過程において、委員の中から、「記録提出拒否の疎明については、情報公開条例第8条第2号に規定する、法人または個人の競争上の地位、その他正当な利益を著しく損なうことが明らかであることを何ら立証していないことから、疎明については正当な理由がないと判断する」といった意見や、「情報公開条例第9条に規定する公益上の理由を鑑みて提出すべき」との意見が出され、採決を行った結果、全会一致で、疎明に理由はないと認め、地方自治法第100条第5項の規定に基づき、飯塚市長に対し、この記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することに決定いたしました。

また、令和5年2月24日の委員会に参考人として出席しなかった指名業者7者に対し、地方自治法第100条第10項の規定に基づき、調査の照会を行うことに決定いたしました。

次に、令和5年3月1日に開催した委員会では、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、令和5年3月8日開催の委員会に、コトブキシーティング株式会社九州支店 支店長 吉田直樹氏、飯塚市議会議員 坂平末雄氏、飯塚市行政経営部長 東 剛史氏、以上3名に証人として出頭を求め、尋問を行うことを決定いたしました。

次に、令和5年3月2日に開催した委員会では、令和5年3月8日開催の委員会に、愛知株式会社 福岡支店 支店長 小野 隆氏に参考人として出席を求め、意見を聞くことについて、採決を行った結果、賛成多数で、意見を聞くことに決定いたしました。

以上が、本日までに本委員会が行ってきた調査経過の概要であります。

○議長（秀村長利）

新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「地方自治法第100条第5項に基づく記録提出拒否についての声明要求」を議題といたします。

新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会で調査中の「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて」、飯塚市長 片峯 誠氏に対し、記録の提出を請求しましたところ、2月14日付で議長に対し、当該官公署の長である飯塚市長より記録の提出は承認できないものとして、その理由を疎明する旨の文書が提出されております。

お諮りいたします。飯塚市長の疎明は、理由がないと認め、飯塚市長職務代理者に対し、地方自治法第100条第5項の規定により、この記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本議会は飯塚市長職務代理者に対し、声明を要求することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時38分 散会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 27名 )

1番	秀村長利	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	金子加代	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	土居幸則	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	守光博正
10番	深町善文	24番	瀬戸光
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	上野伸五		

( 欠席議員 1名 )

28番	平山悟
-----	-----

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 太田 智広

議事調査係長 淵上 憲隆

書 記 安藤 良

議事総務係長 今住 武史

書 記 生山 真希

書 記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長職務代理者 久世 賢治  
副市長

福祉部次長 長尾 恵美子

副市長 藤江 美奈

都市建設部次長 臼井 耕治

教育長 武井 政一

都市建設部次長 大井 慎二

企業管理者 石田 慎二

医療保険課長 鐘ヶ江 孝二

総務部長 許斐 博史

公営競技事業所副所長 木村 尊治

行政経営部長 東 剛史

企業管理課長 松本 日出登

市民協働部長 久家 勝行

上下水道施設課長 西岡 真結

市民環境部長 福田 憲一

経済部長 兼丸 義経

福祉部長 渡部 淳二

都市建設部長 中村 洋一

教育部長 山田 哲史

企業局長 本井 淳志

公営競技事業所長 樋口 嘉文

経済政策推進室長 早野 直大